

令和4年度

鳥取市包括外部監査 結果報告書

「幼児・児童及び高齢者の福祉事業に関する事務の執行について」

鳥取市包括外部監査人

税理士 田中 幸一郎

目 次

第1章	監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件名	1
第3	監査の対象とした理由	1
第4	監査の対象期間	2
第5	監査の視点	2
1	基本的視点	2
2	具体的視点	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の日程等	3
第8	包括外部監査の実施者	4
第9	利害関係	4
第2章	鳥取市における少子高齢化の現状と取り組み	5
第1	人口の状況	5
1	人口・世帯数の推移	5
2	年齢別人口	5
第2	少子化の現状と取り組み	7
1	子どもの人口推移	7
2	鳥取市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の概要	8
3	保育所・児童福祉施設等の概況	10
第3	高齢化の現状と取り組み	11
1	第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について	11
2	介護保険の状況	14
3	社会福祉施設の概況	15
第3章	監査の対象	18
第1	監査の対象部署	18
第2	監査対象事業	18
1	一般会計	18
2	特別会計	30
第4章	監査の結果	35
第1	指摘事項及び意見の総括	35
第2	指摘事項及び意見	37
1	総論	37
	(1) 複数の事業に共通する事項	37

(2) その他指摘事項の概要	42
2 各事業費に係る指摘事項及び意見	43
(1) 高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費	43
(2) 市民後見人養成事業費	45
(3) 社会福祉施設改修事業費	47
(4) 日常生活用具購入費助成事業費	49
(5) 金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業費	50
(6) 公共交通機関利用助成事業費	51
(7) 生活支援ハウス運営費	53
(8) 老人の明るいまち推進事業費	55
(9) 高齢者創作交流施設管理費	58
(10) 屋内ゲートボール場管理費	60
(11) 福祉センター管理運営費	61
(12) 賦課徴収費（事務費）	63
(13) 福祉ボランティアのまちづくり事業助成交付金	65
(14) 生活支援体制整備事業費（事業運営費）	66
(15) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業費	67
(16) 住宅改修指導事業費	68
(17) 児童扶養手当費	69
(18) 児童館運営費	72
(19) 低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：市立保育園 運営費）	74
(20) 低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：私立保育園 運営施設助成費）	76
(21) 保育園園庭芝生化事業費	78
(22) 私立子育て支援センター事業費	80
(23) 病児・病後児保育事業費	82
(24) 森・里山等自然保育事業費	85
(25) 保育環境改善等事業費（新型コロナ臨時交付金（国3次補正））	87
(26) 児童虐待防止強化事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業）	89

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件名

幼児・児童及び高齢者の福祉事業に関する事務の執行について

第 3 監査の対象とした理由

鳥取市の人口は、昭和 45 年以降は第 2 次ベビーブームを迎え増加を続けてきたが、リーマンショックや景気低迷による企業の撤退や事業所の閉鎖等に加え、少子化や転出超過等を原因として平成 17 年の 20 万 1,740 人をピークに減少に転じ、平成 27 年には 19 万 3,717 人、令和 4 年 3 月末日には 18 万 3,645 人となり、今もその減少に歯止めがかかっていない。

老年人口（65 歳以上）は昭和 55 年以降増加を続け、一方で年少人口（0～14 歳）は減少し続けた結果、平成 12 年には老年人口（21.1%）が年少人口（14.4%）を上回ることとなった。今後、老年人口の割合はさらに上昇し、令和 37 年に高齢化率は 38.5% でピークに達するとも見込まれている。

令和元年、鳥取市は将来展望の基礎となる市民意識の調査として「鳥取市民アンケート調査」を実施した。回答者 1,672 人のうち「鳥取市を住みよいまちにするため優先すべき施策」の回答として、その 1 位が「高齢化対策」（39.9%）、5 位が「子育て支援対策」（26.1%）となり、とりわけ 10 代～30 代においては「子育て支援対策」と回答した者が相対的に多い、という結果となった。このことは、前述の深刻化した少子高齢化の集計数値結果以上に、鳥取市民が子育てや高齢者福祉に強い関心を持っていることを示している。

第 11 次鳥取市総合計画（令和 3 年 4 月）において、その基本計画の中の重点施策として、「第 2 期鳥取市創生総合戦略」に定めた 3 つの柱のうち「ひとづくり」「まちづくり」の 2 つの推進をするべく、それぞれ「結婚・出産・子育て支援」「超高齢社会に向けたまちづくりの推進」を掲げており、今後の事業の予算の充実・拡大が見込まれるところである。

以上のことを鑑み、幼児・児童及び高齢者の福祉事業への支出に関する財務事務の執行について、その合規性や経済性、効率性や有効性を監査し、検証することが、今後の市民の期待する施策運営に役立つのではないかと考え、本年度の包括外部監査における対象として選定した。

第4 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から同4年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度についても監査の対象とした。

第5 監査の視点

1 基本的視点

地方公共団体の包括外部監査は、独立した立場の包括外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを目的としたものであるため、法令、条例、規則等への合規性の監査を中心とする。しかし、社会情勢等の変化等への対応を強く求められている情勢も踏まえ、公平公正性や経済性・効率性・有効性の視点も重要事項として追加し、監査を実施した。

2 具体的視点

具体的には主に次の着眼点に基づき監査した。

（1）合規性

- ・契約行為は地方自治法や会計規則等に則っているか。契約の内容に瑕疵や不備等はないか。
- ・委託事業は適正に履行され、適正に検査、精算等がなされているか。
- ・補助事業は規則や交付要綱等に沿って適正に交付され、適正に検査、精算等がなされているか。
- ・公有財産は適正に使用され、記帳を含め管理されているか。

（2）経済性・効率性・有効性

- ・事業の実績や成果は適正に把握され、整理されているか。
その結果が有効活用されているか。
- ・事業の対象範囲等は適正に設定され、適正に運用されているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢等の現状に即したもののか。
- ・事務の方法は効率的か。そのための内部統制が整っているか。
- ・本来負担すべきでないコストを負担していないか。

第6 監査の方法

幼児・児童及び高齢者の福祉事業への支出に関して作成された関係書類の閲覧、所管課への質疑応答、施設の現地確認等により監査を実施した。

第7 監査の日程等

内容	実施日
テーマ選定に係る予備調査 (財産経営課、保険年金課、生活福祉課、地域福祉課、 こども家庭課、こども発達支援センター、都市環境課、 生活環境課、企業立地・支援課、観光・ジオパーク推 進課、下水道部、市立病院)	7月 6日 (水)
テーマ選定に係る予備調査 (経済・雇用戦略課、資産活用推進課、人権推進課、長 寿社会課、地域福祉課指導監査室、障がい福祉課、健康・ 子育て推進課、こども家庭相談センター、水道局)	7月 11日 (月)
テーマ選定協議及び決定 (鳥取市監査委員)	7月 27日 (水)
監査対象部署への事業概要ヒアリング (こども家庭課、こども家庭相談センター、こども発達 支援センター)	8月 29日 (月)
監査対象部署への事業概要ヒアリング (長寿社会課、地域福祉課指導監査室、学校教育課)	8月 30日 (火)
関係資料の閲覧、所管課への質疑応答等の開始	9月 9日 (金)
現地調査 (用瀬ふれあいの家、佐治町山王ふれあい会館、佐治町 屋内多目的広場、鳥取市佐治町老人福祉センター)	11月 1日 (月)
現地調査 (鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘)	11月 16日 (水)
現地調査 (児童発達支援センター若草学園)	11月 28日 (月)
現地調査 (母子生活支援施設つくし)	11月 29日 (火)
所管課ヒアリング (長寿社会課、出納室)	12月 9日 (金)
所管課ヒアリング (総務課公文書管理室)	12月 12日 (月)
監査報告書 原案提示	12月 21日 (水)
監査報告書 原案に係る意見交換及び調整	1月 6日 (金)
監査報告書 提出	1月 13日 (金)

現地調査においては、必要に応じ、施設管理者等に聴き取りを行った。

第8 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	田 中 幸一朗
外部監査人補助者	公認会計士	池 原 浩 一
外部監査人補助者	税理士	小 谷 誠

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

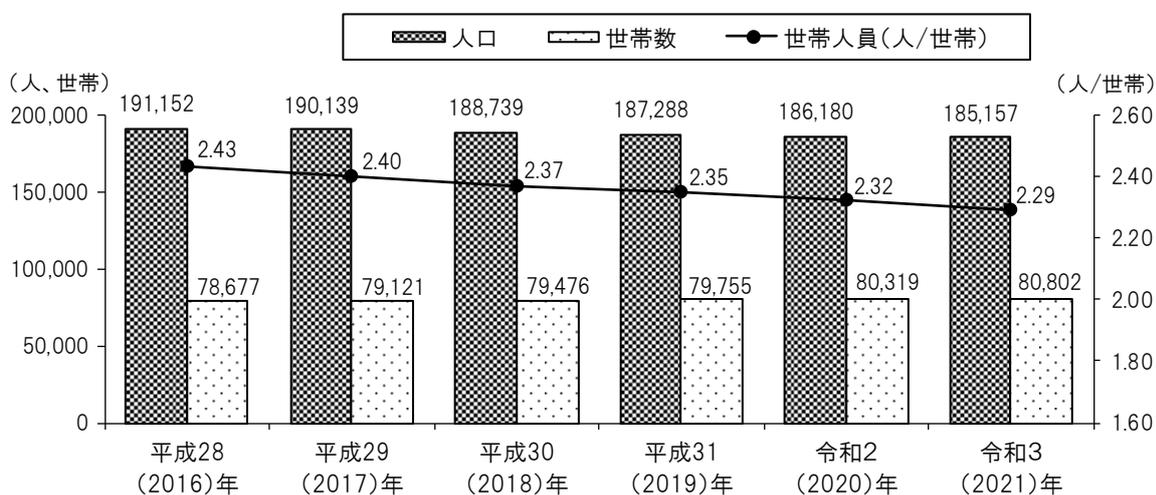
第2章 鳥取市における少子高齢化の現状と取り組み

第1 人口の状況

1 人口・世帯数の推移

鳥取市の人口は、令和3年3月末日現在185,157人であり、平成28年から約6,000人の減少となっている。近年、人口の減少が顕著に進行しているとともに、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28年の2.43人から令和3年で2.29人と低下し、緩やかに小世帯化が進行している。

【人口・世帯数の推移】

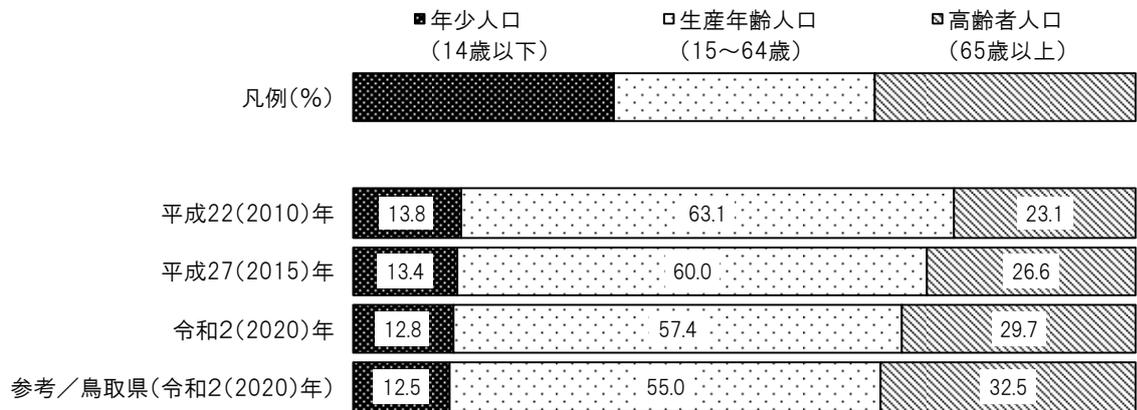


(「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」より)

2 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、令和2年では年少人口(14歳以下)は12.8%、生産年齢人口(15~64歳)は57.4%、高齢者人口(65歳以上)は29.7%となっており、高齢化率は増加で推移している。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえる。

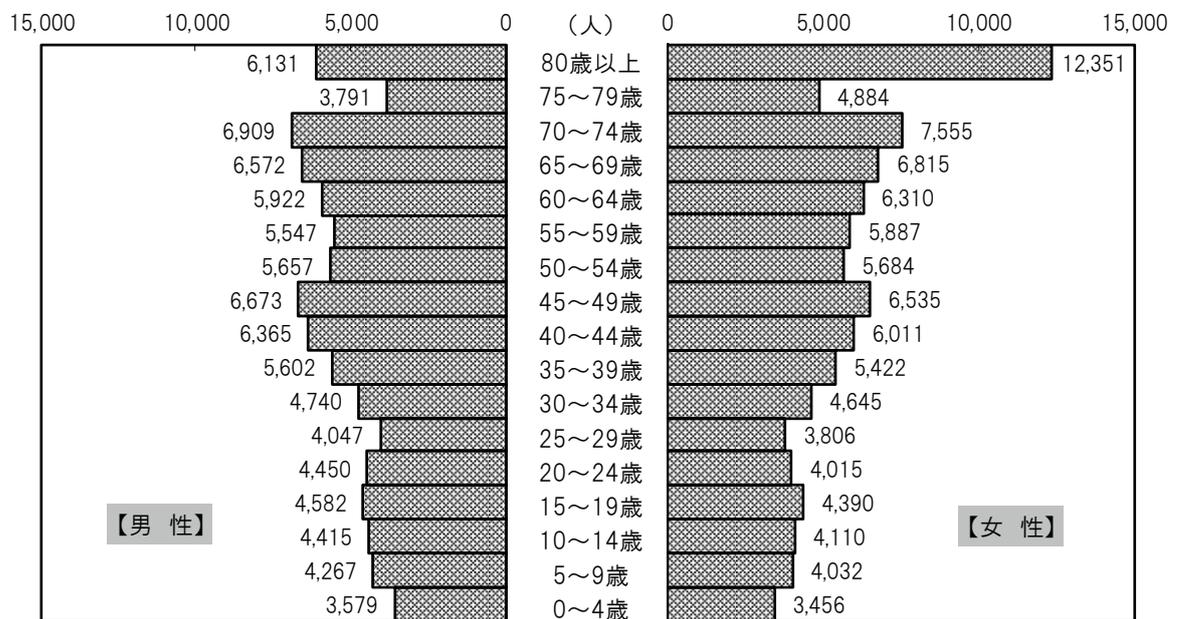
【年齢3区分人口構成比】



(「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」より)

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に70歳台前半を中心とする「団塊の世代」及び40歳台後半の「団塊ジュニア層」が多くなっている。また、80歳以上になると女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っている。

【年齢5歳階級別人口】



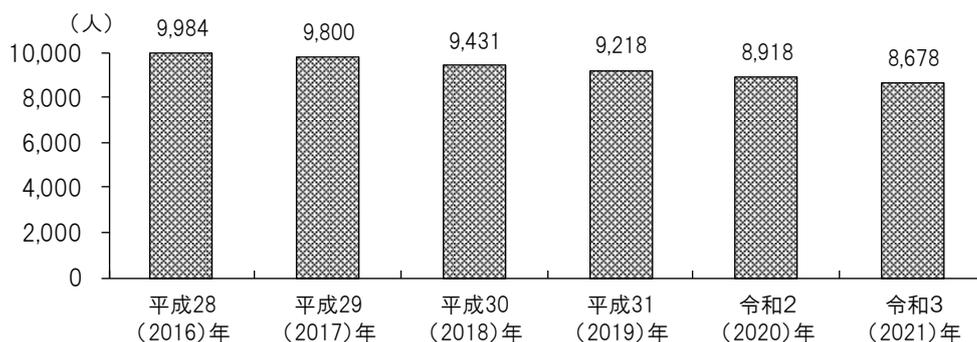
(「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」より)

第2 少子化の現状と取り組み

1 子どもの人口推移

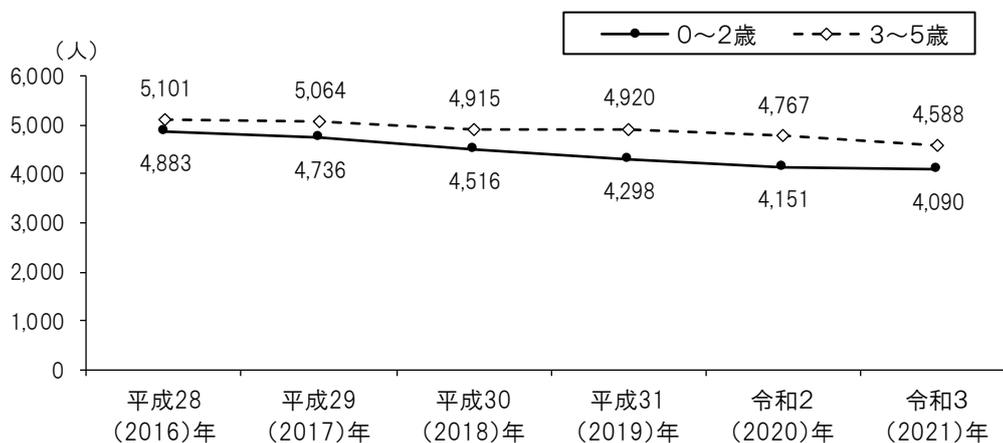
鳥取市の5歳以下の子ども人口の推移をみると、緩やかな減少で推移している。令和3年3月末日現在8,678人であり、3～5歳の人数が0～2歳を上回って推移している。

【子どもの人口推移（0～5歳合計）】



(「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」より)

【子どもの年齢別人口推移】



(「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」より)

2 鳥取市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の概要

（1）位置付け

国は「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始したことを背景に、鳥取市においては、全ての子どもに良質な子育て環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取組として「第1期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定した。

この第1期計画に基づき、総合的な子育て支援の環境づくりに取り組んできたが、第1期計画の令和元年度までの5年間の対象期間満了に伴い、令和2年3月に「第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）が策定された。

第2期計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする。位置づけとしては、子ども・子育て関連3法の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」とともに、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担い、さらに母子の健康水準を向上させるために国が推進する「健やか親子21」の地方計画である「鳥取市母子保健計画」としても位置付けられ、鳥取市における子育て支援の総合的な取組として推進されている。

第2期計画では5つの基本目標を定め、基本理念の実現を目指すこととされている。基本目標は第1期計画における基本目標とその取組を承継しつつ、母子保健の視点も加えた見直しが行われ、様々な課題に対応しながらその取組を加速させるものとなっている。

(2) 基本理念等

【基本理念】子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり

**【基本目標1】
親子の健やかな
成長を支えるために**

- 基本施策1 妊娠への支援
- 基本施策2 妊娠期からの切れ目ない支援
- 基本施策3 乳幼児期から心身共に健やかに育つための支援
- 基本施策4 保護者が安心して子育てが行えるための支援

**【基本目標2】
健やかな成長を
支える場の確保
のために**

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の質の充実
- 基本施策2 学校教育・社会教育における子育て支援
- 基本施策3 児童・生徒の健全育成の推進

**【基本目標3】
子育て家庭を
支援するために**

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の受け入れ体制の充実
- 基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実
- 基本施策3 多様な保育ニーズへの対応
- 基本施策4 放課後の居場所づくり
- 基本施策5 育児不安・育児困難への対応
- 基本施策6 児童虐待の防止と対応
- 基本施策7 配慮を必要とする子どもとその家族への支援

**【基本目標4】
地域ぐるみで
子育てをするために**

- 基本施策1 地域の中でのふれあいの充実
- 基本施策2 市民等との協働による子育て支援
- 基本施策3 地域を担う人材の育成

**【基本目標5】
安心して子育て
できる環境づくり
のために**

- 基本施策1 子育てと仕事の両立支援
- 基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本施策3 子ども等の安全の確保

(「第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」より)

3 保育所・児童福祉施設等の概況

(1) 保育所等の概況

鳥取市内における保育所（公立・公設民営、認定こども園、私立、地域型保育）の設置数は次のとおりである。（令和4年5月1日現在）

（単位：人）

保育所区分 (施設数)	定員	入所児童数				
		0～2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立・公設民営(23)	2,220	651	348	368	345	1,712
認定こども園(14)	1,473	499	286	289	278	1,432
私立(18)	2,260	881	394	426	443	2,278
地域型保育(12)	188	148	0	0	0	148
計	6,141	2,179	1,028	1,083	1,066	5,570

（「2022市勢要覧」より）

(2) 児童福祉施設の概況

児童福祉施設の数、及び鳥取市が設置し指定管理としている児童館は次のとおりである。（令和4年4月1日現在）

施設・事業所の種類	施設数
児童発達支援	17
放課後デイサービス	27
居宅訪問型児童発達支援	1
保育所等訪問支援	4

児童館	
	下味野児童館
	国安児童館
	西品治児童館
	馬場児童館
	古海児童館
	円通寺児童館
	倭文児童館
	湖南児童館
	西円通寺児童館
	麻生児童館
	下佐貫児童館
	気高児童館

（「2022市勢要覧」より）

第3 高齢化の現状と取り組み

1 第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について

(1) 位置付け

鳥取市は、第6期以降の鳥取市介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけ、令和7年度までの各計画期間を通じて「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することとし、第7期期間中には地域包括支援センターの再編・拡充等の取り組みを進めてきた。その第7期までの課題を踏まえ、第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第8期計画」という。）は令和3年3月に策定された。

第8期計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、介護保険法に基づく介護保険事業の円滑な実施に関して必要な事項を定める「市町村介護保険事業計画」及び老人福祉法に基づき高齢者福祉施策全般を定める「市町村老人福祉計画」を一体的に策定するもので、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画も内包するものである。また、関連する他計画との整合性を図りながら、「鳥取市総合計画」に関連する個別計画として位置付けられている。

また、第8期計画は中長期的な視野に立ち、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図り、高齢期も健康で生きがいを持ちながら地域で生活できるよう高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に取り組もうとするもので、基本的な理念である「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を目指すものである。

なお、計画期間中は、適宜「鳥取市介護保険等推進委員会」に事業の進捗状況を報告し、計画全体の進行管理を行うこととされている。

(2) 施策の目標

第8期計画は、次の「基本理念」「基本目標」と「施策の目標」を掲げ、「施策の目標」にそれぞれ基本的な方向とそれに基づく具体的な施策を設けている。

【 基本理念 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いつまでも生きがいを持ちながら、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

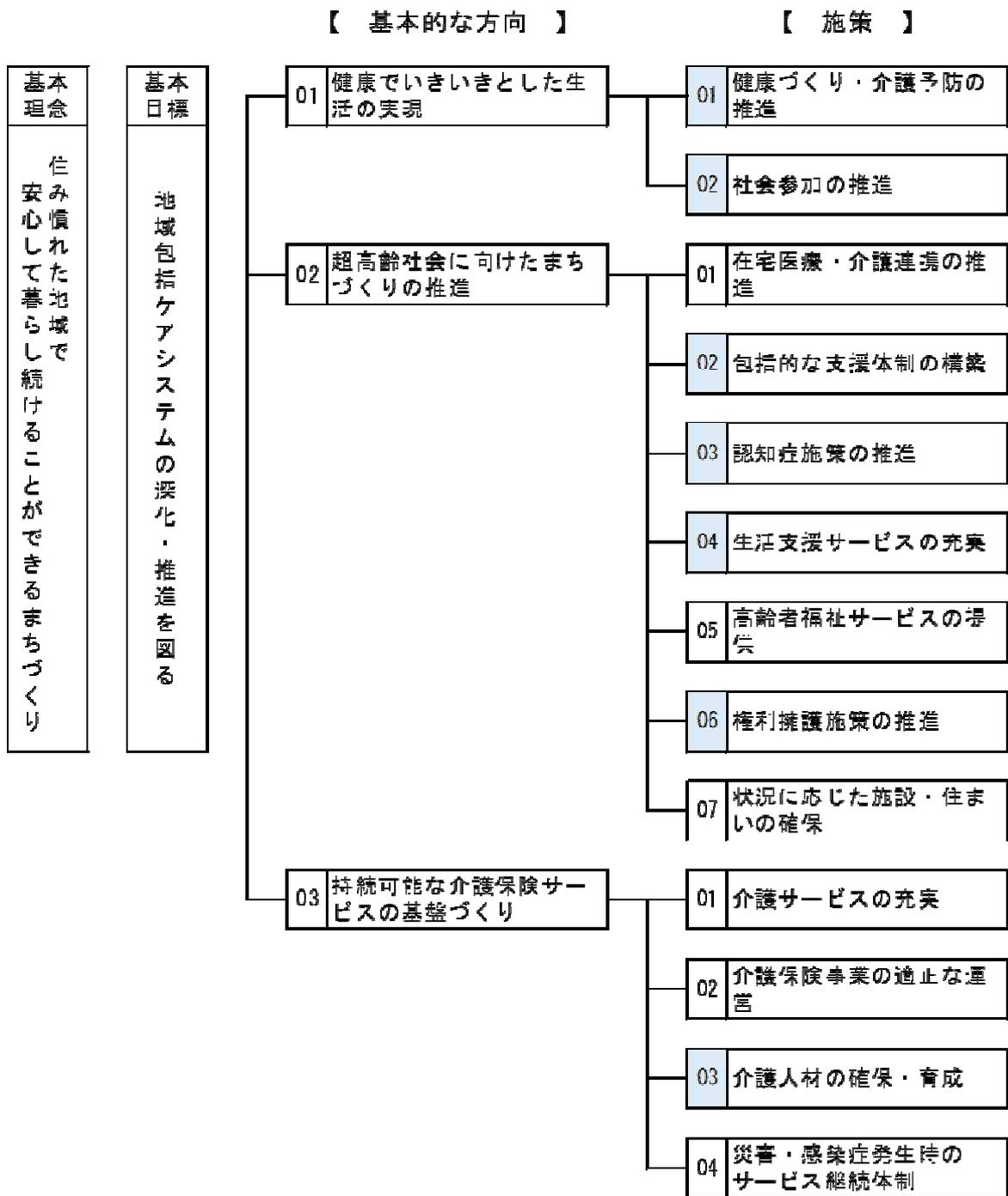
【 基本目標 】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを見すえ、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ暮らし続けることができるよう、第6期から構築に取り組んできた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

【 施策の目標 】

- ① 健康でいきいきとした生活の実現
- ② 超高齢社会に向けたまちづくりの推進
- ③ 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり



(「第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」より)

2 介護保険の状況

(1) 要介護認定者等の状況

高齢者数の推移

(単位：人)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第1号被保険者 (a)		50,599	51,612	52,612	53,330	54,014	54,779
	65～74歳	24,419	25,019	25,671	26,206	26,607	27,319
	75歳以上	26,180	26,593	26,941	27,124	27,407	27,460
高齢化率(a/b)		26.3%	27.0%	27.7%	28.3%	28.9%	29.4%
第2号被保険者 40～64歳		63,563	62,971	62,382	61,820	61,274	60,922
0～39歳		77,960	76,491	75,036	73,358	71,852	70,349
総人口(b)		192,122	191,074	190,030	188,508	187,140	186,050

(「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」より監査人作成)

要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
要支援1		1,247	1,233	1,184	1,240	1,221	1,143	1,184
要支援2		1,692	1,816	1,864	1,856	1,965	1,942	1,923
要介護1		1,522	1,471	1,577	1,586	1,553	1,586	1,640
要介護2		2,001	2,103	2,127	2,215	2,101	2,162	2,101
要介護3		1,435	1,457	1,528	1,521	1,549	1,535	1,487
要介護4		1,319	1,357	1,340	1,412	1,393	1,486	1,466
要介護5		1,357	1,303	1,281	1,187	1,187	1,136	1,113
認定者数合計		10,573	10,740	10,901	11,017	10,969	10,990	10,914
うち	第1号被保険者 (b)	10,325	10,512	10,669	10,805	10,756	10,786	10,712
	第2号被保険者	248	228	232	212	213	204	202

(「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」より監査人作成)

介護保険料一覧

(単位：人、円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
第1号被保険者		53,975	54,912	55,364	
第2号被保険者		60,891	60,591	60,126	
第1号被保険者	保険料 年額	第1段階	29,250	23,400	22,800
		第2段階	43,875	39,000	38,000
		第3段階	56,550	54,600	53,200
		第4段階	66,300	66,300	64,600
		第5段階	78,000	78,000	76,000
		第6段階	93,600	93,600	91,200
		第7段階	105,300	105,300	102,600
		第8段階	128,700	128,700	125,400
		第9段階	144,300	144,300	140,600
		第10段階	156,000	156,000	152,000
		第11段階	163,800	163,800	159,600
		第12段階	171,600	171,600	167,200

(「2022市勢要覧」より)

3 社会福祉施設の概況

設置主体が鳥取市、鳥取市の財政的援助団体、その他運営を委託している社会福祉施設は次のとおりである。(社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会は、以下「鳥取市社会福祉協議会」と記すものとする。)

種類	施設・事業所の名称	設置主体
養護老人ホーム	鳥取市なごみ苑	鳥取市
老人福祉センター	鳥取市高齢者福祉センター	鳥取市
	国府町老人福祉センターあかね荘	鳥取市社会福祉協議会
	河原町老人福祉センター	鳥取市社会福祉協議会
	鳥取市佐治町老人福祉センター	鳥取市
	気高町老人福祉センター	鳥取市社会福祉協議会
	鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘	鳥取市
	青谷町老人福祉センター	鳥取市社会福祉協議会
地域包括	鳥取市中央包括支援センター	鳥取市

支 援 セ ン タ ー	鳥取北地域包括支援センター	(福)こうほうえん
	鳥取西地域包括支援センター	(福)あすなろ会
	鳥取南地域包括支援センター	(福)鳥取福祉会
	鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター	(福)鳥取福祉会
	鳥取東地域包括支援センター	(福)鳥取福祉会
	鳥取高草地域包括支援センター	(福)賛幸会
	鳥取湖東地域包括支援センター	鳥取市
	鳥取市東部地域包括支援センター	鳥取市社会福祉協議会
	鳥取市南部地域包括支援センター	鳥取市社会福祉協議会
	鳥取市西部地域包括支援センター	鳥取市社会福祉協議会
老 人 憩 の 家	鳥取市西品治老人憩の家	鳥取市
	鳥取市国安老人憩の家	鳥取市
	鳥取市下味野老人憩の家	鳥取市
	鳥取市古海老人憩の家	鳥取市
	鳥取市馬場老人憩の家	鳥取市
	鳥取市円通寺老人憩の家	鳥取市
	鳥取市西円通寺老人憩の家	鳥取市
	鳥取市宮長老人憩の家	鳥取市
	鳥取市倭文老人憩の家	鳥取市
	鳥取市大杵老人憩の家	鳥取市
	鳥取市湖南老人憩の家	鳥取市
	鳥取市中村老人憩の家	鳥取市
	鳥取市千代八千代老人憩の家	鳥取市
	鳥取市松並老人憩の家	鳥取市
	鳥取市国府町麻生老人憩の家	鳥取市
	鳥取市国府町上町屋老人憩の家	鳥取市
	鳥取市河原町下曳田老人憩の家	鳥取市
鳥取市河原町下佐貫老人憩の家	鳥取市	
鳥取市河原町中井二地区老人憩の家	鳥取市	
高 齢 者 生 活 支 援 ハ ウ ス	生活支援ハウスいなば幸朋苑	(福)こうほうえん
	ふれあいハウスたかくさ	(福)あすなろ会
	青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎ	鳥取市
そ の 他 高 齢 者 関 係	用瀬町ふれあいの家	鳥取市
	佐治町山王ふれあい会館	鳥取市

施設	佐治町屋内多目的広場	鳥取市
----	------------	-----

(「2022 市勢要覧」より監査人作成)

第3章 監査の対象

第1 監査の対象部署

- (1) 地域福祉課指導監査室
- (2) 長寿社会課
- (3) こども家庭課
- (4) こども家庭相談センター
- (5) こども発達支援センター
- (6) 学校教育課
- (7) 総務課公文書管理室
- (8) 出納室

第2 監査対象事業

監査対象とした事業は、次のとおりである。なお、事業名称は予算見積書の中事業名称を用いている

1 一般会計

(1) 地域福祉課指導監査室

事業名称	概要
社会福祉法人指導監督事業費	鳥取市内の社会福祉法人について監査を実施する。
福祉事業所指導監督事業費	介護保険サービス事業者等に対する指導監督を通じて事業者の健全育成及び質の向上を図る。

(2) 長寿社会課

事業名称	概要
高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費	介護予防支援バスを運行し、高齢者団体のレクリエーション活動や研修活動などを促進する。また、ボランティアバスを運行し、ボランティア活動の利便を図る。
介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進事業費	「第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の進捗管理等を行うための各種会議を開催し、本市の介護保険事業及び高齢者福祉施策を推進する。
地域介護・福祉空間整備等補助金	介護施設を整備する事業に対し交付する補助金

地域医療介護総合確保事業補助金	第8期計画に位置付けた介護サービスの整備を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護基盤の充実強化を図る。
とっとり東部権利擁護支援センター運営事業費	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センターの運営支援を行うことで、成年後見制度等の有効活用をはじめ、権利擁護に関する事案の一元的・専門的な総合的支援の提供体制を確保する。
市民後見人養成事業費	後見活動を行う市民後見人を養成することにより、成年後見制度を適切に利用できる環境を確保する。
成年後見制度利用推進事業費	鳥取市後見人等受任調整会議を開催し成年後見人が必要な人に対して適切な専門職後見人等を家庭裁判所に対して推薦する。
社会福祉施設改修事業費	老朽化した施設の修繕を計画的に実施し、施設の維持管理を適正に行う。
養護老人ホーム入所事業費	在宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者に対して、心身の状況、環境等を総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を行う。
日常生活用具購入費助成事業費	認知症などによる高齢者の火の管理に対する不安軽減と火災発生時の早期発見・早期対応を図るための家庭内機器の充実を図る。
老人福祉センター運営費	老人福祉センターを設置・運営し、高齢者福祉の拠点にするとともに、囲碁や将棋、書道、民謡、生け花など幅広い講座を開催する。
老人福祉センター運営費補助金	老人福祉センター運営費に対して助成を行い、高齢者福祉の拠点にするとともに、囲碁や将棋、書道、民謡、生け花など幅広い講座を開催する。
高齢者居住環境整備助成費	要介護・要支援状態の高齢者に配慮した仕様への改修工事費に対して助成を行い、高齢者が安全に安心して在宅生活をおくることができる居住環境を確保する。
老人憩いの家管理運営費	老人憩いの家を設置し、高齢者に文化活動やレクリエーション活動等の交流の場を提供する。
敬老祝賀事業費	高齢者を敬愛し、健康長寿を祝うため、記念品等を贈呈する。
金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業費	結婚50周年（金婚）及び60周年（ダイヤモンド婚）のご夫婦を招待し、お祝いの式典を実施することによ

	り、対象者に敬意を表し、併せて高齢者の生きがいの増進を図る。
敬老祝賀事業補助金	地域の敬老会の開催経費の一部を助成することにより、高齢者の健康長寿を祝う。
単位老人クラブ活動補助金	老人クラブの活動を支援し、地域の支え合いや地域を豊かにする活動の活性化を図る。
老人クラブ連合会活動補助金	市内の単位老人クラブで組織する鳥取市老人クラブ連合会の活動を支援する。
公共交通機関利用助成事業費	高齢者の団体又は地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動や研修会等に参加する場合に、移動に要する経費の一部を助成する。
養護老人ホーム入所判定委員会費	養護老人ホームへの入所申請者の入所の可否などを委員会にて審査し、適正に入所措置を行う。
生活管理指導短期宿泊事業費	基本的な生活習慣が十分でない高齢者に適切な生活指導を行い、体調回復を図ることで、在宅での生活継続の支援を行う。
高草あすなろグループホーム	社会福祉法人が、老人福祉施設を設置するために社会福祉・医療事業団から借り入れた資金の償還金に対し、補助金を交付する。
高草あすなろ高齢者生活福祉センター	社会福祉法人が、老人福祉施設を設置するために社会福祉・医療事業団から借り入れた資金の償還金に対し、補助金を交付する。
いなば幸朋苑高齢者生活福祉センター	社会福祉法人が、老人福祉施設を設置するために社会福祉・医療事業団から借り入れた資金の償還金に対し補助金を交付する。
河原あすなろ建設借入金元利償還助成費	社会福祉法人が、老人福祉施設を建設するために社会福祉・医療事業団から借り入れた資金の償還金に対し補助金を交付する。
ケアハウス暖の里新館建設借入金利子償還助成費	社会福祉法人が、老人福祉施設を設置するために独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金の償還金の利子に対し、補助金を交付する。
外国人福祉手当給付費	国民年金制度上無年金となっている市内に居住する在日外国人高齢者に給付金を支給する。
軽度家事援助事業費	低所得の高齢者が、急な病気・骨折等により一時的に生活機能が低下し、軽易な日常生活上の援助が必要と

	なった場合、軽度家事援助員を派遣する。
軽費老人ホーム運営補助金	社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームに対して助成を行い、所得の少ない施設利用者の負担軽減を図る。
寝具丸洗い乾燥事業費	要介護認定を受けた高齢者の寝具丸洗い・乾燥・消毒を行う。
社会福祉法人減免措置助成費	社会福祉法人等が生計困難者及び生活保護受給者の介護保険サービスの利用者負担を軽減することに対し助成金を交付する。
生活支援ハウス運営費	自立しているが在宅で生活することに不安がある高齢者に居室を提供し、生活援助員による支援を受けながら安心して生活できるように支援する。
老人の明るいまち推進事業費	高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを図るため、多様な活動の機会を提供する。
高齢者創作交流施設管理費	高齢者に対して教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する。
屋内ゲートボール場管理費	佐治町屋内多目的広場を設置・運営する。
青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎ管理運営費	青谷町高齢者生活福祉センターを設置・運営することにより、自立して生活することに不安がある高齢者に対して居住の提供や福祉サービスの提供を行う。
福祉総合窓口業務等包括委託事業費（介護保険事業分）	増大する介護保険業務のうち定型化された窓口業務を外部へ委託する。
ファミリーサポートセンター運営事業費（生活援助型）	ファミリーサポートセンター（生活援助型）を運営し、援助を受けたい人と援助を行いたい人に会員登録してもらい、マッチングを行う。
高齢者虐待保護事業費	家族からの虐待を受け分離介入が必要な高齢者等を保護するため、措置等による施設入所を行い、高齢者の生命の安全を図る。
総合福祉センター管理運営費	鳥取市総合福祉センター（さざんか会館、高齢者福祉センター）を設置・運営し、福祉活動の場等を提供する。
砂丘ふれあい会館管理費	福部砂丘温泉ふれあい会館を設置・運営することにより、温泉を活用した市民の健康増進および福祉活動の

	場を提供する。
湯谷荘管理費	湯谷荘を設置・運営することにより、温泉を活用した市民の健康増進及び福祉活動の場を提供する。
老人保健施設みやこ苑借入金利子助成費	社会福祉法人又は医療法人が、老人保健施設を設置するために社会福祉・医療事業団及び年金福祉事業団から借り入れた借入金の償還金に対し、補助金を交付する。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	高齢者への個別支援（訪問・相談）を行い対象者に応じた保健指導を実施するとともに高齢者の通いの場を対象とした集団支援（予防啓発・健康教育等）を実施する。

(3) こども家庭課

事業名称	概要
本庁舎託児室管理運営費	乳幼児連れの庁舎来庁者が、子どもを気にせずに安心して手続きや相談等が出来るように託児室で一時預かりを行う。
低所得者等への灯油等購入費助成事業費（児童扶養手当受給世帯分）	燃油価格の高騰が続いていることにより、低所得者世帯の生活に深刻な影響を与えることが懸念されるため、灯油購入費等の支援を行う。
児童扶養手当費	18歳未満の子を養育するひとり親家庭などに手当を支給する。
災害遺児対策費	交通事故や災害等で保護者が死亡または重度障がいになった児童（災害遺児）へ手当を支給する。
児童館運営費	地域型児童館12館、小規模児童館5館の管理運営費
児童館連合会県負担金	県下の児童館が連携を図るために加入する鳥取県児童館連合会の負担金
全国児童館連合会負担金	情報提供、傷害保険等の多種サービスを提供する児童健全育成推進団体を利用するための加入負担金
児童館運営費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）	市内の児童館における利用者、職員等の新型コロナウイルス感染防止を図り、安全・安心な保育環境を確保する。
地域組織活動助成費	保育園、児童館等を拠点とする地域活動組織に対し補助金を交付して、野外研修、読書会、料理教室などを

	実施することにより、親子交流や世代間交流を促進する。
ファミリーサポートセンター事業費	会員内で相互に保育活動を補完しあう組織を運営することで、仕事と家庭の両立を支援する。
子育て支援カード事業費	3子以上の子を有する就学前までの子育てをしている保護者を対象に、企業と市の協働により特典サービスを提供する。
児童手当費	中学校修了前の子どもがいる家庭に手当を支給する。
子どもの貧困対策推進事業費	「子どもの未来応援推進コーディネーター」を配置し、子どもの貧困対策の推進を図る。
産休等代替職員費補助金	児童福祉施設等の産休代替職員の人件費の一部を補助する。
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童扶養手当受給者、低所得のひとり親世帯、その他住民税非課税の子育て世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯又は18歳以下の児童を養育している世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。
児童福祉法施行事務費（こども家庭課）	児童手当、児童扶養手当、保育園入退園、保育料賦課、保育園給食管理等の各事務の電算処理システム運用、修正に係る経費
こども・子育て支援制度事務費	子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る経費
ひとり親家庭児童生徒小・中学校入学支度金	母子・父子家庭の児童の小中学校入学時の一時的な出費の増大に対して経済的支援を行う。
市連合母子会補助金	母子・父子家庭及び寡婦の生活基盤の安定化を図るさまざまな活動を行っている鳥取市連合母子会に補助金を交付する。
母子自立支援員設置費	近年の離婚の急増等に対応し、ひとり親家庭の自立を促進するため、専門員を設置し、相談業務の他に就労支援事業など総合的なひとり親家庭対策を図る。
ひとり親家庭自立支	ひとり親家庭の母の就業を促進するため、就職に有利

援給付金事業費	となる職業訓練教育等を受ける母に対し給付金を支給し、経済的自立を支援する。
ひとり親家庭学習支援事業費	経済的な理由から環境が十分に用意されていないひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を行う。
母子父子寡婦福祉資金貸付金債権取得事業費	鳥取県から鳥取市への事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付債権の譲渡金
市立保育園運営費	市立保育園（22園）の管理運営費
市立保育園特別保育事業費	市立保育園の一時保育に係る経費
市立保育園運営委託費	指定管理者制度を導入している大正及び白兔保育園の運営委託費
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：市立保育園運営費）	大正、白兔保育園において、1歳児数の担当保育士の割合になるよう配置することによる人件費負担に対する補助金
地域子育て支援センター管理費	市立保育園（9園）に地域子育て支援センターを設置し、在宅児童の交流、子育て相談の場を設ける。
第三者苦情処理委員会設置費	苦情等に対し、第三者を交え公正に問題解決に取り組み、開かれた保育所運営を行う。
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	日本スポーツ振興センター法に基づく、保育園の管理下での児童の負傷、疾病、傷害、死亡等に関する災害給付共済掛金
テレビ共同受信施設負担金	テレビの難視聴区域における、共同アンテナ維持負担、ケーブルテレビ加入負担金
私立保育園運営費	私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園に係る施設型給付費等及び特別保育事業の委託
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：私立保育園運営施設助成費）	1歳児数の担当保育士の割合になるよう配置することによる人件費負担に対する補助金
鳥取あすなろ保育園改築事業費補助金	鳥取あすなろ保育園の建築資金借入金の元利償還金を補助

保育所緊急整備事業費補助金	保育所緊急整備事業補助金
私立保育園業務効率化推進事業費	私営施設の業務効率化を行う（保育業務支援システム導入・午睡チェック機器導入）。
各保育園特定補修費	保育園施設の経年劣化による補修を適宜行い、良好な保育環境の確保に努める。
保育園園庭芝生化事業費	保護者会との協働により保育園の園庭を芝生化し、園庭の安全、快適性を向上に資する。
ふれあい自然体験事業費	公立保育園の年長児に対する川遊びなどの自然体験活動を実施する。
私立子育て支援センター事業費	私立保育園等に地域子育て支援センターを設置し、在宅児童の交流、子育て相談の場を設ける。
保育園児童文化祭事業費	園児による舞台演技、保育士による遊びのコーナー、調理員による食事に関する啓発など子どもたちの交流の場を提供する。
子育て広場事業費	保護者（親子）が気軽に立ち寄れ、交流や情報交換、育児相談を行うことができる場を設置する。
届出保育施設等利用助成費	認可外保育施設の運営に要する経費を助成する。
病児・病後児保育事業費	病気回復期の児童の一時預かりを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。
家庭支援推進保育事業費	親子体験活動、育児講座を実施して家庭での健全な育児を図る。
保育園職員研修費	研修により、職員の資質、知識及び保育技能の向上を図る。
地域協働型保育施設運営助成事業費	児童数の減少により公立保育所を廃園したところ、地域組織が自主的に認可外保育施設として運営することとなったことから、その運営費の一部を補助する。
森・里山等自然保育事業費	森・里山等自然保育に取り組む事業所へ、市内在住児童の通園経費等の一部を助成する。
子育てのための施設等利用給付費（届出保育施設）	幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用者に給付費を支給する。
実費徴収に係る補足給付事業費	世帯の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品等の物品購入に係る費用、副食費に対する助成を行

	う。
保育環境改善等事業費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）	保育環境改善等支援事業における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。（全額令和4年度へ繰越）
地域子ども・子育て支援事業費（特例措置分）（コロナ克服・新時代開拓省庁分）	地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。（全額令和4年度へ繰越）
市立保育園等ICT化事業費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）	各市立保育園にICTシステムを導入することで、保育士の業務負担の軽減を図る。（全額令和4年度へ繰越）
市立保育園環境改善事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）	保育環境改善等事業における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。（全額令和4年度へ繰越）
保育士等処遇改善臨時特例事業費（コロナ克服・新時代開拓経済対策）	保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施する。（一部令和4年度へ繰越。）
私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園における幼児教育充実のため、私立幼稚園の運営費を補助する。
私立幼稚園教育研修補助金	幼稚園教諭に求められる専門性を高める研修にかかる費用を補助する。
子育てのための施設等利用給付費（私立幼稚園等）	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新制度未移行幼稚園の利用者に給付費を支給する。
幼稚園一般管理事務費	幼稚園3園（こじか・河原・福部）の施設運営にかかる経費
幼稚園一般管理事務費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）	幼稚園における新型コロナウイルスを感染防止対策として衛生用品等を購入する。（全額令和4年度へ繰越）
幼稚園教科指導費	職員が研修・研究大会等に参加することで知識、技能の習得により資質向上につなげる。
幼稚園遠距離通園費	遠距離通園費児に対し通園費の一部を補助する。

幼稚園教材費	幼稚園3園が日常使用する消耗品等の費用
幼稚園図書購入費	幼稚園3園の絵本等図書を購入し教育環境の充実を図る。
児童館運営費（新型コロナ臨時交付金）	保育所等における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。
新生児みらい応援特別給付金事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	新型コロナウイルス感染症対策として実施された国の「特別定額給付金」の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子どもに対し、給付金を支給する。
保育所緊急整備事業費補助金	民間法人の施設整備に対する助成を行い、待機児童対策や、施設の老朽化等に対する整備による園児・保育所等の安全を確保する。
保育環境改善等事業費（新型コロナ臨時交付金）	保育所等における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。（公立22園、私立50園）
地域子ども・子育て支援事業費（新型コロナ臨時交付金（国3次補正））	保育所等における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。
幼稚園一般管理事務費（新型コロナ臨時交付金）	幼稚園における新型コロナウイルス感染防止対策として衛生用品等を購入する。

(4) こども家庭相談センター

事業名称	概要
家庭・婦人相談員設置費	専任相談員を配置し、家庭内の問題（DV相談・養育相談）について、相談・支援を行う。
子育て支援短期利用事業費	仕事、疾病、家庭の事情等の理由で、一時的に家庭での養育が困難な保護者の負担軽減を図るため、一時的に短期預かりを行う。
児童福祉施設整備費補助金	社会福祉法人が施設整備時に借り受けた元利償還金について補助する。
こども家庭支援事業費	児童家庭相談に応じるとともに、虐待の未然防止・早期発見、及び要保護児童等に対する支援を行う。

養育支援訪問事業費	養育不安のある家庭への支援員派遣又はカウンセリングによる専門的支援を行う。
親と子のすこやか推進事業費	親と子のあり方を考える教室（らくだクラブ）の開催
妊娠・出産包括支援事業費	妊産婦等の支援ニーズに応じ、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を包括的に行い、安心して妊娠・出産・育児が行える環境を整える。
支援対象児童等見守り強化事業費（新型コロナウイルス感染症対策）	要支援児童等の見守り強化のため、民間団体等に委託して、家庭訪問、配食、学習支援等を実施する。
児童虐待防止強化事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	児童の虐待防止、家庭支援を強化するため、児童家庭相談システムと端末を導入する。
事務費（こども家庭相談センター）	こども家庭相談センターの業務に係る事務費
母子生活支援施設運営費	DV等の特別な理由のある母子に住居を提供し支援することにより、家庭の自立を促す。
社会的養護従事者処遇改善事業費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）	母子生活支援施設「つくし」に従事する職員の処遇改善のため必要な費用を補助する。
広域入所措置費	DV等により市内での居住が困難となった母子に対し、市外の母子生活支援施設へ入所することにより、住居を提供し、精神的安定と自立を促進する。
助産施設措置費	経済的理由で入院して出産できない人を助産施設で出産させることにより、母体及び胎児の安全を確保する。

(5) こども発達支援センター

事業名称	概要
おもちゃ図書館運営費補助金	発達上の困難を抱える子どもたちの、その発達を促す目的で保護者会が運営している「おもちゃ図書館」に補助する。

児童発達支援事業費	発達支援コーディネーターを配置し、発達上の困難を抱える児童及び家族への支援を行う。
親子通所療育事業費	発達に困り感を抱える2～3歳の幼児とその親に対して、親子遊びを中心とした療育（らっこクラス）を実施する。
小集団療育事業費	就学前児童とその保護者に対して、少人数の中で対人関係やコミュニケーション力を獲得できるよう療育を実施する。
事務費（こども発達支援センター）	こども発達支援センターの業務に係る事務費
若草学園管理運営費	児童発達支援センター若草学園の管理運営費
全日本知的障害者福祉協会施設会費	日本知的障害者福祉協会加入負担金
中四国地区幼児通園施設長連絡協議会施設負担金	中国・四国地区通園施設長連絡協議会加入負担金
鳥取県知的障害者愛護協会費	鳥取県知的障害者福祉協会団体会費
中四国地区知的障害者福祉協会施設負担金	中四国地区知的障害者福祉協会加入負担金
中四国地区知的障害関係施設職員研究協議会施設負担金	中四国地区知的障害関係施設職員研究協議会施設負担金
若草学園職員研修費	会議及び職員研修参加旅費並びに負担金
障害児等地域療育支援事業費	発達上の困難を抱える児童の療育・相談等が受けられる体制を確保し、障がい児等の地域における生活自立支援を図る。
障害児日中一時支援事業費	障がい児の一時預かりにより保護者の負担軽減や就労を支援するとともに、児童等の生活指導や療育相談を行う。
若草学園ICT化事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）	園児の個別情報と保護者の情報をタブレット端末を活用し電子化する。
インクルーシブ教育シ	特別な支援を必要とする可能性のある児童に対し、

STEM推進事業費	早期からの情報提供や教育相談に応じる。
発達障がい児童生徒支援事業費	発達障がいのある又は可能性のある児童生徒に対し、情報提供をはじめ指導、支援の充実を図る。

(6) 学校教育課

事業名称	概要
放課後児童対策事業費	保護者が就労等のため昼間家にいない児童を預かる放課後児童クラブを運営する。
放課後児童対策事業費 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	普通教室を放課後児童クラブとして活用するための備品購入を行う。
学校一時預かり事業費 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	新型コロナウイルス感染の影響により、小学校・義務教育学校が臨時休業となった際、臨時的に学校内において児童の一時預かりを実施する。
放課後児童対策事業費 (コロナ克服・新時代開拓省庁分)	支援員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための経費及び感染防止用の備品購入経費
放課後児童対策事業費 (新型コロナ臨時交付金)	保護者が就労等のため昼間家にいない児童を預かる放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対応に係るかかりまし経費

2 特別会計

(1) 長寿社会課 介護保険費特別会計

事業名称	概要
事務費	介護保険事業の運営に必要な事務を行う。被保険者資格管理、保険料賦課徴収、介護保険システム管理など。
賦課徴収費(事務費)	介護保険事業の運営に必要な保険料の徴収について、必要な事務を行う。
介護認定審査費(事務費)	介護保険の要介護・要支援認定の申請から認定までに必要な事務を行う。
介護認定審査費(認定調査委託費)	要介護・要支援認定審査のための訪問調査を事業所の認定調査員に委託する。
介護認定審査費(介護保	県東部5市町の介護保険認定審査を東部広域行政管

険事務負担金)	理組合が行うにあたっての事務負担金
介護サービス等諸費	被保険者の要介護状態に応じて必要な保険給付を行う。
介護予防サービス等諸費	被保険者の要支援状態に応じて必要な保険給付を行う。
審査支払手数料	事業者が請求した内容の審査処理に必要な審査支払事務手数料を鳥取県国民健康保険団体連合会に支払う。
保険料還付加算金	介護保険料の過誤納分について、当該年度に還付する還付金に対する還付加算金
訪問型・通所型サービス事業費	要支援者等が利用した訪問型サービス及び通所型サービスの費用に対し、支給費として支給する。
介護予防ケアマネジメント事業費	要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としたサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施する。
高齢者健康教室事業費	高齢者を対象とした健康教育を実施することで介護予防に関する知識の普及・啓発を行う。
介護予防普及啓発事業費	医療・介護の専門職による地区公民館等での出前講座の開催等を通じて、高齢者に介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を図る。
おたっしや教室事業費	高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するため、運動器、認知機能の維持・向上のための運動の指導・習慣化を図る教室を、地区公民館等で開催する。
地域ふれあい事業費	高齢者の健康寿命を伸ばすためじゃんしゃん体操普及員を養成する。
介護支援ボランティア事業費	要支援・要介護認定のない高齢者が、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、介護予防を推進する。
福祉ボランティアのまちづくり事業助成交付金	住民主体の通いの場の開設・運営を推進し、高齢者の社会参加活動を通じて介護予防を推進する。
ふれあいデイサービス事業費	1人暮らしの老人等に対して各種サービスを提供する事により、孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防に資する。

地域リハビリテーション活動支援事業費	地域における介護予防の取り組みを強化するため、通所・訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与の機会を設ける。
包括支援センター運営事業費（事業運営費）	地域包括ケアシステムの構築に向けた中心的役割を果たす地域包括支援センターを運営する。
地域包括支援センター運営協議会費	地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センター運営等に関して協議を行い、センターの適切で公正・中立な運営を確保する。
在宅医療・介護連携推進事業費（事業運営費）	鳥取県東部医師会に拠点となる事務局を設置し、関係する多職種の協議・情報共有の場を設け、地域資源のマッピングやネットワーク構築、相談窓口での相談対応、住民啓発等を推進する。
生活支援体制整備事業費（事業運営費）	既存の通所介護や訪問介護に加え、多様な生活支援サービスの提供体制を確保するため、関係多職種による「協議体」を設置する。さらに「生活支援コーディネーター」を継続して配置することにより地域の生活支援サービス提供の担い手の育成や事業立ち上げ支援を行う。
認知症地域支援・ケア向上事業費	認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人の状態に応じた必要な医療・介護等のサービスが効果的に行われるようにするための支援体制を構築する。
認知症初期集中支援推進事業費	「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる人や認知症の人の早期診断・早期対応に向けた支援を実施する。
地域ケア会議推進事業費（事業運営費）	各包括単位または複数包括圏域にわたり、個別のケースや地域に関わるケースについての地域ケア会議を開催する。
介護給付等費用適正化事業費（事業運営費）	介護サービス利用者への適切なサービスの利用について、啓発、ケアプラン点検や認定調査状況点検を実施し保険給付の適正化を図る。
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業費	やすらぎ支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、認知症高齢者を介護する家族に代わって、見守りや話相手をすることにより、介護者の負担を軽減する。
認知症高齢者等ご近所	認知症のために居所がわからなくなるおそれがある

見守り応援団事業費	人の事前登録制度を実施することで、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す。
認知症高齢者等位置検索システム利用助成事業費	高齢者の居場所を確認できる人工衛星を利用した位置検索システムの導入費用の一部を助成する。
家族介護者慰労金支給事業費	介護保険サービスを利用せず、在宅で重度の要介護者の介護をしてきた家族に対し、家族介護慰労金を支給する。
家族介護用品購入費助成費	在宅で療養している要介護者に必要な物資の購入助成
成年後見制度申立費用助成事業費	成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所への後見等の申立に必要な費用を負担することが困難な人に対し、申立費用を助成する。
成年後見人報酬負担金	成年後見制度の利用をされている方で、経済的な理由により本人の財産から後見報酬を支払うことが困難な方に対し、後見報酬の全部又は一部を助成する。
住宅改修指導事業費	居室等の改修を希望する者に対し、住宅改修指導員を派遣し指導・助言等を行うことにより、在宅生活に必要な住環境の整備を支援する。
住宅改修申請等支援事業費	要支援1・2の認定者や、介護サービス未利用により担当介護支援専門員のいない要介護認定者が、介護保険の住宅改修費の支給申請等を行う場合に、介護支援専門員が改修について専門的な指導助言を行う。
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費	市営のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、安否の確認を行うとともに入居者に生活指導・相談・緊急時の対応・関係機関との連絡・その他日常生活上の援助を行う。
介護相談員派遣事業費	専門研修を受けた介護相談員が、介護保険施設等を訪問して利用者等の相談に応じる事により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図る。
ひとり暮らし老人福祉電話事業費	安心ホットラインサービスを利用する際、経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な市民税非課税の高齢者世帯に対し、必要な機器等は無償貸与するとともに費用の一部を負担する。
安心ホットライン事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、急病・災害等による緊

費	急通報に随時対応するための機器・体制を整備し、緊急事態の対応と在宅生活を送る上での不安軽減を図る。
認知症サポーター等養成事業費	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する。

(2) こども家庭課 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

事業名称	概要
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	ひとり親家庭及び寡婦に対し、無利子又は低利での資金貸付を行う。

第4章 監査の結果

第1 指摘事項及び意見の総括

「幼児・児童及び高齢者の福祉事業に関する事務の執行について」につき監査手続きを実施した。その結果としての「指摘事項」及び「意見」の数を前述の「監査の視点」に基づき次のとおり分類し、取りまとめた。

なお、「指摘事項」とは、一連の事務手続きの中における誤りがあった事項とし、法令、条例、規則、規程、要綱、契約書等に抵触する場合を基本とするが、それ以外にも社会通念上著しく適正性を欠くと考えられる場合に該当する事項として記述している。

「意見」とは、「指摘事項」には該当しないものの、経済性・効率性・有効性の観点から事業の実施における合理化のため改善を要望するものであり、市として何らかの検討及び対応を期待する事項として記述している。

【総括】

分類区分及び該当事業名	指摘事項	意見
(1) 合规性		
① 条例、規則、要綱、契約の遵守		
高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費	1	
市民後見人養成事業費	1	
生活支援ハウス運営費	1	
生活支援体制整備事業費（事業運営費）	1	
住宅改修指導事業費	1	
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金 （大事業：市立保育園運営費）	1	
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金 （大事業：私立保育園運営施設助成費）	1	
私立子育て支援センター事業費	1	
病児・病後児保育事業費	2	
森・里山等自然保育事業費	2	
保育環境改善等事業費（新型コロナ臨時交付金（国 3次補正））	1	
児童虐待防止強化事業費（新型コロナウイルス感染 症対応地方創生事業）	1	

② 社会通念上適正性を欠くもの		
市民後見人養成事業費	1	
社会福祉施設改修事業費	2	
老人の明るいまち推進事業費	2	
高齢者創作交流施設管理費	2	
福祉ボランティアのまちづくり事業助成交付金	1	
③ その他		
福祉センター管理運営費		1
社会福祉施設改修事業費		1
森・里山等自然保育事業費	1	
小 計	23	2
(2) 経済性・効率性・有効性		
① 経済性、効率性、コスト削減等		
公共交通機関利用助成事業費	1	
賦課徴収費（事務費）		1
児童扶養手当費		1
児童館運営費		1
保育園園庭芝生化事業費		1
② 有効性、費用対効果		
日常生活用具購入費助成事業費		1
金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業費		1
屋内ゲートボール場管理費		1
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業費		1
住宅改修指導事業費		1
小 計	1	9
合 計	24	11

第2 指摘事項及び意見

1 総論

「幼児・児童及び高齢者の福祉事業に関する事務の執行について」につき監査手続きを実施した。その総括として、複数の事業に共通し重点的に改善や検討を求める事項と、それ以外の指摘事項及び意見の要旨について次のとおり記載する。

(1) 複数の事業に共通する事項

① 事業の検査の在り方について

委託事業や補助事業の事業終了後の検査については、出納室から発信された文書「年度末及び新年度の出納事務に伴う注意事項等について（通知）」（6）に沿って事務処理を進めているところである。

（参考）「年度末及び新年度の出納事務に伴う注意事項等について（通知）」（令和4年3月8日出納室長）

（6）検査検収日について

（略）履行を確認した日（検査検収日）は3月31日までとなります。

※納品書、完了通知書等の日付も同日付けで徴収のこと

これに掲げる「3月31日」という日は、次の地方自治法施行令第143条第1項第4号が根拠となっている。同施行令における「当該行為の履行があつた日」は履行確認日を指すが、その履行確認日によって歳出年度が左右されるため、出納室は、本文書をもって3月31日までに事業の履行確認を行うよう各所管課に指導するとともに、各所管課においては4月以降に補助事業者等から提出される実績報告書をもって検査を行い、補助金等の額を確定することとなっている。

（参考）地方自治法施行令

（歳出の会計年度所属区分）

第百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

四 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

しかし、監査において、各所管課の担当者が事業の「履行確認」の作業と事

業の執行額に関する「確定検査」とを混同している状況が見受けられ、出納室の指示する3月31日という日を事後に記載しているためか、適正な時系列による確認・検査書類が作成されていない事案が散見され、具体的には次のケースが確認された。

- ア 経費実績等が4月以降に提出されているにもかかわらず、3月31日付の検査復命書等において精算額が確定したような記載があり、時系列の矛盾があるケース（病児・病後児保育事業費、低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金）
- イ 検査復命書において、3月31日付の履行確認のみで終了し、その後の額の確定検査が行われたことが分かる書類がないケース（鳥取市森・里山等自然保育事業費）
- ウ 検査復命書において、履行確認の実施に関する記載がないため、履行確認の有無やその内容が不明であるケース（低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金）

また、額の確定検査においても、精査が不足している事案も見受けられた。行政の委託契約は、必ずしも委託額のうち生じた不用額の返還を要するものではないが、特に委託契約書に不用額を返還する旨の条項がある場合は、その条項に則り、事業の終了後には不用額を精緻に把握すべきである。この場合における不用額とは、単に概算払い額のうち未執行となった部分を指すのではなく、事業実施において特に必要と認められない費用や、契約上委託費に含めないとされた費用など、委託費として執行することが不適正である部分も含まれると解される。そして、その不用額を把握するためには、事業終了後に委託先から提出される実績報告書（収支決算書）の内容について、その適正性を判断するため、根拠となる帳簿等の閲覧といった踏み込んだ調査を行い、必要に応じて関係書類や事実関係の確認をしていく必要がある。

しかしながら、今般監査を行った委託事業の多くにおいて、上記のような調査は行われていなかった。委託先から提出された実績報告書（収支決算書）に記載された数値について、その根拠や過程を精査することなく、提出された金額をそのまま確定額としている事案が多く見受けられた。詳しい調査を行わないことについては、前金払い制をとっているため検査そのものが不要と判断しているケースや、委託契約書において検査が必須とされていない（任意）となっているなど、様々な原因が考えられる。しかし、今般の監査において、契約において認められない費用が含まれていたり、認められない費用の計算根拠が不明確である事案があったことを鑑みると、詳しい調査を行うべきである。

事業費の適正な検査や精算を行っていくため、出納室発信の文書の見直しも含め、履行検査や確定検査に関する書式の再整備や、帳簿等を確認するといった実調査の徹底、それに向けた職員指導などを実施されたい。

事業名	指摘事項の要旨
市民後見人養成事業費	事業終了後の帳簿等の調査が実施されていない。 また、委託契約書において実績報告書の提出期限が定められていない。
生活支援ハウス運営費	事業終了後の帳簿等の検査が実施されていない。
生活支援体制整備事業費（事業運営費）	仕様書において認められない備品の購入金額を含め精算している。
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：市立保育園運営費）	検査日を3月31日と記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を記載すべきである。
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：私立保育園運営施設助成費）	検査日を3月31日と記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を記載すべきである。
私立子育て支援センター事業費	事業経費として認められないとする費用の計算根拠が不明確。
病児・病後児保育事業費	事業経費として認められないとする費用の計算根拠が不明確。
	事業経費（実績）の書類の提出日前に額の確定検査が完了している。
森・里山等自然保育事業費	検査日を3月31日と記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を記載すべきである。

② 市有財産の管理責任について

鳥取市が所有する財産を使用する委託事業において、その財産の管理に際し、不備があることや責任の所在があいまいであることから、その安全管理や保全に懸念が残るものが見受けられた。

具体的な例として、次の2事業について簡潔に記載する。

一つ目の「老人の明るいまち推進事業費」は、鳥取市鹿野町老人福祉センター内に設置された陶芸窯や工作機械といった市有設備を用いて教室等を開催する委託事業である。それらの公有財産について、その安全管理義務が市にあるのか、受託者である鳥取市社会福祉協議会にあるのか不明瞭な状況となっていた。委託契約書において市有財産の管理について何ら記載がなく、機器の安全確保に必要な定期点検等のための予算措置もないため、結果として点検がなされず、実際に火災（ぼや）が発生していたことがわかった。また、工作機械に関しては備品台帳が存在せず、所管課においても設備の存在の把握が十分にできていないため、定期点検や修繕も十分に行われていない。

二つ目の「高齢者創作交流施設管理費」事業では「佐治町山王ふれあい会館」の運営を行っている。所管課によると「佐治町山王ふれあい会館」の管理委託先は鳥取市社会福祉協議会であるとのことだが、その委託契約が書面で締結されておらず、客観的に委託の事実を示すものがない。そのためか、施設鍵が複数存在し、鳥取市社会福祉協議会のほか、地域団体の構成員個人にも手交されており、施設の管理体制の責任の所在が不明瞭なものとなっている。

事業名	指摘事項の要旨
老人の明るいまち推進事業費	陶芸窯及びその設置施設の管理責任の所在が不明瞭。定期点検の未実施等。
	木材加工用機械の台帳の未整備、定期点検の未実施等。
高齢者創作交流施設管理費	備品台帳の未整備。
	佐治町山王ふれあい会館の管理委託に関する委託契約書がない。

③ 指定管理者の情報公開について（意見として）

鳥取市情報公開条例第 31 条の 2（指定管理者の情報公開の推進のための措置）によると、指定管理者は、公の施設の管理に関する保有情報の開示について必要な措置を講ずる努力義務が課せられている。併せて、市は、指定管理者との基本協定書において、指定管理者に対し、厳格な情報の管理と適正な情報の公開に努めるよう求めている。

今回の監査において、指定管理者が保有する公の財産の情報に関し、その努力義務に則り公開のための取り組みがどこまで行われているか、その進捗を確認したところ、具体的な取り組みがほとんどないことがわかった。

指定管理者は民間法人ということもあり、文書作成や保存について法人独自のルールも存在することから、必ずしも全ての指定管理者が、来たる情報公開請求に備え、市と同じ基準や手法、意識を持って情報（文書）の管理保全を行っているとは限らない。情報（文書）の開示請求があった際に、民間法人たる指定管理者が条例等に基づき市と同等のレベルでその請求に対応できるよう、平時から指定管理者に対し体制等の整備のための指導監督を行うことが望ましい。

また一方、市民の立場に立っても、指定管理者の保有する公の財産の情報公開についての手続等は、市民にとってわかりやすく一般に開かれたものとは言い難い。自治体によっては、指定管理者の保有文書の公開制度として、別途要綱等の制定を行い、ホームページでの案内を行うなど、市民に向け積極的に発信・推進しているところも存在する。市民目線に基づき、積極的に情報公開請求の道筋を作る努力が望まれる。

【該当事業及び指定管理施設】

事業名	施設名称
福祉センター管理運営費	鳥取市総合福祉センター (さざんか会館、高齢者福祉センター)
砂丘ふれあい会館管理費	鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館
湯谷荘管理費	鳥取市湯谷荘
老人福祉センター運営費	鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘 鳥取市佐治町老人福祉センター
青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎ管理運営費	青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎ
養護老人ホーム入所事業費	鳥取市なごみ苑
母子生活支援施設運営費	母子生活支援施設つくし
児童館運営費	児童館（12 施設）

市立保育園運営委託費	大正保育園、白兔保育園
------------	-------------

(2) その他指摘事項の概要

(1) の他、個別に指摘事項とした事案については、次のとおりである。具体的な内容については、後述の「2 各事業費に係る指摘事項及び意見」を参照されたい。

事業名	指摘事項の要旨
高齢者福祉・ボランティアバス 運行事業費	介護予防支援バスについて、要綱に定められた 運行距離が遵守されていない。
市民後見人養成事業費	市民後見人養成講座の実践研修について、仕様 書で定められた開催時間が未達である。
社会福祉施設改修事業費	修繕工事について請書のみ存在し、注文書が作 成・発行されていない。
	修繕業務の契約書において反社会的勢力の排 除条項がない。
公共交通機関利用助成事業費	高齢者介護予防支援バスが利用できる状況に ありながら、助成金を支出していた。
福祉ボランティアのまちづく り事業助成交付金	補助金交付要綱が施行日より前の遡及適用と なっている。
住宅改修指導事業費	事業期間終了後の事業実施報告書が未提出で ある。
森・里山等自然保育事業費	実績報告書の提出日前に補助金等交付額確定 通知書が発せられている。
	補助金等返還命令書の日付に誤りがある。
保育環境改善等事業費（新型コ ロナ臨時交付金（国3次補正））	補助事業者が提出した実績報告書について、そ の提出期限を超過していた。
児童虐待防止強化事業費（新型 コロナウイルス感染症対応地 方創生事業）	請負業務の完了検査において、検査職員と監督 職員が同一の者となっていた。

2 各事業費に係る指摘事項及び意見

(1) 高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費

① 概要

介護予防支援バスを運行し、高齢者団体のレクリエーション活動や研修活動などを促進することで、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進している。

また、ボランティアバスを運行し、ボランティア活動を行う市民の利便を図ることで、市民の社会奉仕活動を推進している。

市内を東部、西部、南部の3つのブロックに分けて、高齢者介護予防支援バス及びボランティアバスを運行している。

運行区域	高齢者バス	ボランティアバス
東部ブロック（鳥取・国府・福部地域）	2台	1台
南部ブロック（河原・用瀬・佐治地域）	1台	0台
西部ブロック（気高・鹿野・青谷地域）	1台	0台
計	4台	1台

② 予算額・決算額

予算額 13,069,000円 決算額 12,122,565円

③ 監査の結果

介護予防支援バスの運行距離の遵守について【指摘事項】

「高齢者介護予防支援バス運行事業運営要綱」3（1）（イ）では、バスの運行可能距離について「近隣の県外地域については、本市から概ね75km以内で、運行時間内での移動可能な範囲とする」と定められているが、運行距離が片道75kmを超える事案が散見された。所管課によると、出発地点に運行時間内（16時まで）に帰着することが出来る範囲で認めているとのことであるが、要綱において運行可能距離が定められている以上、その距離は遵守されたい。

ただ、「概ね75km」という要件が設置されてから相当年数が過ぎ、それが近年の山陰における道路の高速化の現状にそぐわず、距離数のみが形骸化しているものであるとするなら、運行可能距離を延長することも差支えないと考える。その場合、距離延長の要綱の改正を行うことが望ましい。

【東部】

令和3年10月25日 行先：出石（兵庫県）

令和3年11月17日 行先：宍粟市（兵庫県）

【西部】

令和3年11月4日 行先：松江市（島根県）

令和3年11月17日 行先：松江市（島根県）

令和3年11月24日 行先：松江市（島根県）

(2) 市民後見人養成事業費

① 概要

成年後見制度の利用を必要とする高齢者等の増加に伴い、全国的に弁護士や社会福祉士等といった後見専門職の不足が見込まれており、専門職以外の一般市民が判断能力の低下した人に代わって財産管理等を行う市民後見人の養成が求められている。その中、鳥取市は平成 27 年度から市民後見人の養成に向けた取組を開始している。

後見活動を行う市民後見人を養成することにより、成年後見制度を適切に利用できる環境を確保し、認知症等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう援助する。

具体的には、市民後見人を養成するための以下の研修等を実施している。

ア 市民後見人養成講座の開設と受講生の募集・選考

イ 市民後見人の養成講座の運営と、それに係る関係機関・団体等との連携・調整

ウ 養成講座修了者の受入れ（日常生活自立支援事業における生活支援員として活動）

エ 成年後見制度に関する広報・啓発

オ 市民後見人の後見活動への支援

② 予算額・決算額

予算額 2,652,000 円 決算額 2,485,000 円

③ 監査の結果

市民後見人養成講座 実践研修時間の未達について【指摘事項】

「鳥取市市民後見推進事業委託契約書」の仕様書においては、市民後見人養成講座の開催時間のうち、実際の後見活動を想定した「実践研修」を 19 時間以上とするよう定められている。しかし、令和 3 年度におけるその実践研修の開催時間が 6 時間であり、19 時間に達していないことがわかった。

所管課によると「フォローアップ研修や養成講座終了後の実際の実務を一緒に行う時間があり、それを含めると 19 時間以上となる」とのことであるが、フォローアップ研修や、実際の実務（日常生活自立支援事業の生活支援員としての実務経験等）は、原則的に市民後見人養成講座の修了生を対象とした活動であり、養成講座のカリキュラムの一部たる実践研修の時間と捉えるのは一般的ではない。まずは仕様書に沿ったカリキュラムの組み立てを行うべきである。

事業終了後の検査について【指摘事項】

委託契約書第10条(精算)において「概算払い金額に残余が生じたときは、乙は甲に対して残預金を返還しなければならない」と定められている。

この条項に沿うためには、事業終了後、残預金(不用額)の正確な金額を把握する必要があるが、それには提出された実績報告書(収支決算書)の記載金額についての精査が必須となる。具体的には、その収支決算書の作成の基となった帳簿書類をまず調査し、必要に応じて領収書や請求書等の証憑の確認や、現預金の入出金の状況などの事実確認を行うべきであるが、その作業が行われていなかった。実際、所管課においては、提出された実績報告書(収支決算書)に、担当者の署名と押印がなされているのみであった。残預金(不用額)の返還が求められる事業については、事業の履行確認だけでなく、帳簿書類等の確認を含めた調査を行うべきである。

また、実績報告書の提出期限について、委託契約書第9条(報告及び確認等)では「委託事業の完了後、速やかに、委託事業の実施に係る事業実施実績報告書及び決算を甲に提出」と定められており、具体的な期限について定められていない。さらに、同条第2項では「委託事業の実施状況及び委託料の執行状況に関し、必要な報告を求め、又は検査をすることができる」と定められており、検査を任意とする、いわゆる「できる規定」となっている。

不用額の返還が求められる事業については、具体的な提出期限を定め、かつ厳格な検査作業を義務として行うべきと考えるため、委託契約書を変更されたい。

(3) 社会福祉施設改修事業費

① 概要

市有施設の各種設備が老朽化し、修繕が必要となっている。その老朽化した施設の修繕を計画的に実施し、施設の維持管理を適正に行うことで、市民の施設利用の安全性と利便性を確保する。

令和3年度においては、次の施設の修繕を実施した。

- ア 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）
- イ 鳥取市なごみ苑
- ウ 福部町ほっとスイミングプール
- エ 福部砂丘温泉ふれあい会館
- オ 気高町デイサービスセンター
- カ 鳥取市佐治町老人福祉センター

② 予算額・決算額

予算額 41,909,000 円 決算額 39,466,579 円

③ 監査の結果

修繕工事の注文書の未作成について【指摘事項】

業者への修繕工事の発注にあたり、書類として「請書」のみが作成されており、発注があったことがわかる書面（いわゆる注文書）が作成・発行されていないかった。

通常、請書は注文書と一対で用いられ、発注者が注文書を受注者に渡し、受注者が請書を発注者に渡すことで契約が成立するものである。発注者が発注の事実を客観的に示す注文書がない以上、請書のみが単独であるだけでは、その契約効力の有無や、契約内容について疑義が生じるところである。

事後のトラブル防止のため、注文書を書面で作成すべきである。

【修繕工事名及び金額】

修繕工事名	金額
さざんか会館構内電話設備バッテリー取替工事	287,760 円
さざんか会館駐車場舗装修繕工事	198,000 円
福部砂丘温泉ふれあい会館男子脱衣室トイレ改修	357,500 円
気高町デイサービスセンター敷地内グレーチング修繕	497,200 円
鳥取市なごみ苑居室間仕切壁ほか修繕	418,687 円

鳥取市なごみ苑ピット内排水槽フロートスイッチ修繕	259,600 円
気高町デイサービスセンター敷地内グレーチング修繕	135,300 円
佐治町老人福祉センター排水柵修繕	176,990 円

反社会的勢力の排除条項について【指摘事項】

修繕業務の委託契約書において、暴力団等反社会的勢力の排除条項が設けられていなかった。鳥取県においては「鳥取県暴力団排除条項」により、各種契約書において暴力団等反社会的勢力の排除条項を設けることが努力義務化されているため、委託契約書にはその条項を追記されたい。

なお、このことは、令和 2 年度包括外部監査においても同様の指摘がなされていたにもかかわらず、改善がなされていないため、早急な対応を求める。

指定管理施設の除雪費用の負担割合について【意見】

次の指定管理施設について、冬季の除雪に要した費用の 2 分の 1 を市が負担していたことがわかった。

ア 鳥取市鹿野町老人福祉センター 57,750 円 (28,875 円助成)

イ 鳥取市佐治町老人福祉センター 14,666 円 (7,333 円助成)

2 分の 1 という負担割合になった経緯や理由については、要綱等に基づくものでなく、指定管理者との協議によるものであった。その施設の収益事業（デイサービス等）に係る除雪費用は、その収益事業から支弁すべきであることを受け、2 分の 1 負担としたものであるが、その経緯等の記録が残っていない。経緯等を記録し、保存しておくべきである。

(4) 日常生活用具購入費助成事業費

① 概要

認知症等による高齢者の火の管理に対する不安軽減と火災発生時の早期発見・早期対応を図るため、家庭内機器の充実を図り、高齢者の安全・安心を確保する事業で、日常的な防火用具の購入助成を行う事業。

【要件等】

対象者	65歳以上の一人暮らしなどの高齢者で、認知症又は身体機能の低下により火の管理に不安を抱える市民税非課税の世帯
対象品目	「電磁調理器」「自動消火器」
助成額	電磁調理器 30,000 円、自動消火器 20,000 円の購入額のうち 9 / 10 の助成

② 予算額・決算額

予算額 51,000 円 決算額 28,809 円

③ 監査の結果

助成対象の検討について【意見】

助成対象となる「電磁調理器」と「自動消火器」については、過去5年間において「電磁調理器」を対象とした助成実績はあるものの、「自動消火器」を対象とした実績は0件であった。

過去5年間の実績がない「自動消火器」をそのまま対象とすべきかどうかについて、これまで実績がなかった理由の検証を行うとともに、自動消火器に限らず、他の高齢者を守るために有効で需要が高いものがないか（例として火災報知器や緊急通報装置など）等を検討し、助成対象品目を見直すことが望ましい。

(5) 金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業費

① 概要

結婚 50 周年（金婚）及び 60 周年（ダイヤモンド婚）のご夫婦を招待し、お祝いの式典を実施することにより、対象者に敬意を表し、併せて高齢者の生きがいの増進を図る事業。

金婚式は昭和 48 年度から、ダイヤモンド婚式は平成 11 年度から開催しており、平成 17 年度からは合併に伴い市内 3 ブロックに分けて開催している。

A ブロック（鳥取地域：鳥取・国府・福部）

B ブロック（南部地域：河原・用瀬・佐治）

C ブロック（西部地域：気高・鹿野・青谷）

② 予算額・決算額

予算額 1,232,000 円 決算額 1,230,310 円

③ 監査の結果

式典開催の検討継続について【意見】

例年実施している「金婚・ダイヤモンド婚式祝賀行事」（令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）について、市民から開催を疑問視する投書があったことを受け、その開催の是非について地区社協に対しアンケートを行っていることが分かった。

アンケートの実施は意義があった。金婚やダイヤモンド婚を迎える方々への賛辞は当然であるが、昨今においては、身体的理由により参加できない方への配慮や、婚姻にとらわれない価値観の増加など、時代背景をみて廃止する自治体も増えている。鳥取市においても、過去 3 年間式典への参加率が 50% を下回っている事実を鑑みると、今後、実施意向調査を継続し、祝賀行事の開催の在り方について意見を聴き続けることが望ましい。

(6) 公共交通機関利用助成事業費

① 概要

高齢者の団体又は地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動や研修会等に参加する場合に、貸切バス又は借上げバスの利用に要する費用の一部を助成することにより、高齢者福祉の増進及び市民が地域活動等に参加する機会の拡大を図る。

(対象等)

- ア 60歳以上の高齢者の団体、地区公民館を拠点に活動している団体
- イ 対象経費の10/10助成、上限70,000円
- ウ 交付回数は、1団体につき1年度中1回限り

② 予算額・決算額

予算額 4,381,000円 決算額 2,618,571円

③ 監査の結果

高齢者介護予防支援バス等の有効活用について【指摘事項】

助成金の対象となる条件は、「団体等の研修等に伴う公共交通機関等の利用に関する助成要領」別表1第2欄、①(2)において「本市が実施している高齢者介護予防支援バス運行事業の利用条件を満たしていながら利用できないとき」と定められている。

つまり、先述「(1) 高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費」において、そのバスの運休日・運休時間帯であるほか、バス全てが利用中で空いていないことが本事業の助成要件であるから、基本的には助成金の交付よりも「高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費」により配置されたバスを優先的に利用することになる。

しかしながら、バスが空いていて利用できる状況であったにもかかわらず、助成金を活用していた事案が散見された。バスが活用できる状態であれば、助成金を支出せず、配置されたバス利用を優先に有効活用すべきであったと考える。

- 令和3年10月18日(月) 利用団体：A
- 令和3年11月11日(木) 利用団体：B
- 令和3年11月12日(金) 利用団体：C
- 令和3年11月30日(火) 利用団体：D
- 令和3年12月1日(水) 利用団体：E
- 令和3年12月7日(火) 利用団体：F

令和 3 年 12 月 9 日 (木) 利用団体 : G

令和 3 年 12 月 10 日 (金) 利用団体 : H

令和 3 年 12 月 17 日 (金) 利用団体 : I

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 利用団体 : J

(7) 生活支援ハウス運営費

① 概要

介護保険施設の対象とはならないが、生活支援を要する高齢者が居住できる施設サービスを提供する事業。自立しているが在宅で生活することに不安がある高齢者に居室を提供し、生活援助員によるサポートを受けながら安心して生活できるように支援する。

(対象者)

低所得で60歳以上のひとり暮らし、または夫婦のみの世帯に属し、家族による援助を受けることが困難、独立して生活することに不安のある高齢者

(利用手数料)

収入に応じ、単身世帯においては0円～50,000円/月、夫婦世帯においては0円～100,000円/月。

(入所施設)

生活支援ハウスいなば幸朋苑 (利用定員20名 個室20部屋)

ふれあいハウスたかくさ (利用定員20名 個室20部屋)

② 予算額・決算額

予算額 30,417,000円 決算額 29,176,143円

③ 監査の結果

事業終了後の検査について【指摘事項】

ふれあいハウスたかくさについては、委託契約書第11条により「委託料の額に不用が生じたときは、甲の指示により返納しなければならない」と定められている。これに則り、事業終了後は不用額の有無を確認する必要があるが、その確認作業については、受託者から提出された実績報告書(収支決算書)に担当職員の署名と押印があるのみであった(検査員の任命及び検査がなく、検査調書も作成されていない。)

額の確定検査がなされていないことについて、所管課からは、前金払いによる支出をしている事業は実績報告書にて収支を確認すれば足り、返納が必要となった場合のみ検査を行えばよく、ふれあいハウスたかくさは返納金が発生していなかったから検査は不要と判断し、検査調書の作成と添付を省略した、との回答を得た。

しかし、前金払制度と不用額の返納の有無の額の確定検査とは関係がない。契約書でいう「不用が生じたとき」は単に対予算未執行の金額のみを言うので

なく、その事業実施のため特に不要とされる費用や契約書等で認められない費用も含むと考える。その考えをもとに、前金払い制であっても、額の確定検査手続きを行い、不用額の有無を判断すべきである。そのためには、事業終了後に、実績報告書（収支決算書）に記載の金額について、委託先の帳簿書類を確認するなどの作業は必須である。適正な公金の支出の観点から、検査を実施されたい。

(8) 老人の明るいまち推進事業費

① 概要

高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいくりのため、高齢者に対し多様な活動の機会を提供する事業。これらの活動を通し新しいことにチャレンジし、様々な人と交流することにより、高齢者の介護予防を図り、老後を明るく豊かなものとするを目的とする。

具体的には、次の事業を鳥取市社会福祉協議会に委託して実施する。

- ・趣味の教室、作品展、囲碁将棋大会、地域ふれあい事業、各種スポーツ大会、社会奉仕活動、健康講座等

② 予算額・決算額

予算額 4,906,000 円 決算額 3,837,808 円

③ 監査の結果

陶芸窯及びその設置施設の管理について【指摘事項】

「鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘」の敷地内には陶芸窯が設置されており、本事業で実施される陶芸教室に通う受講生が自由に使用できる。

令和3年10月13日に、その陶芸窯で火災（ぼや）が発生した。原因は、陶芸窯煙突に取り付けられる火災発生防止のための耐熱性部品（通称メガネ石）の劣化によるものであった。その場に居合わせた陶芸会員が消火活動を行ったが、その後の再発防止のための対策が不十分なまま、使用が再開されている。

原因としては様々なことが考えられるが、大きな原因として、市と受託者（鳥取市社会福祉協議会）との間で管理責任の所在が不明瞭なことが挙げられる。

事実、本事業の委託経費の中には陶芸窯に関する修繕費が組み込まれておらず、委託契約書においても委託内容は「高齢者趣味の教室」とあるのみで、陶芸窯の定期点検や修繕、使用時の安全管理について記載がなされていない。

そのような契約内容でありながら、市職員が常駐していないため、実態として管理業務は受託者である鳥取市社会福祉協議会に課せられている。実際に火災の対応は鳥取市社会福祉協議会職員があたったが、その状況にもかかわらず、本件の顛末書が所管課において作成されていないこともわかった。まずは責任と管理を誰が担うのかを整理し、その整理した結果を必要に応じ委託契約におりこみ、必要となる予算措置がなされたうえでの陶芸窯の使用開始が必要である。

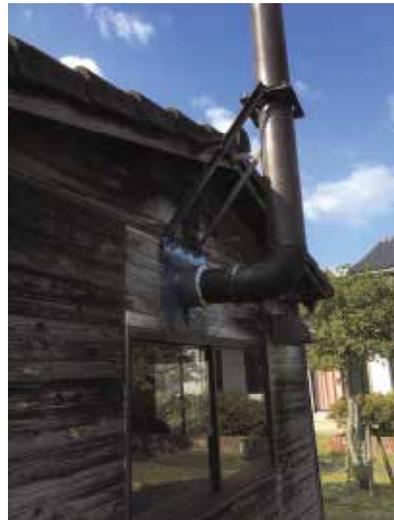
また、陶芸教室の運営上においても、次の問題点が確認された。

- ・陶芸窯の使用に当たり、事前の申込とその許可といった書面による手続き

が存在しない（鍵は鹿野町老人福祉センター事務室に保管されており、利用者は口頭で申し入れるのみ）

- ・陶芸窯の使用時に第三者による立会がない
- ・施設を管理する者が常駐していない、又は即時に対応できる者が近隣に不在
- ・陶芸窯や煙突等の定期点検を行っていない、かつ定期点検のための費用が予算されていない。

【陶芸窯及び設置された煙突の様子】



木材工作用機械の管理について【指摘事項】

「鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘」の敷地内には「創作棟」があり、その創作棟には、据え置き型の中型木材加工用機械（マキタ社製16型バンドソー等）が複数台配置されている。しかし、これらの機械について、備品台帳の記録と備付がなされていないことがわかった。備品台帳を作成し、記録し備え置くべきである。

また、この木材加工用機械は取扱いにあたり、相当の危険を伴うものであるが、使用時の立ち会いなど、安全管理についての取り決めがない。さらに、この機械の定期点検が行われておらず、定期点検のための予算措置もないこともわかった。機械の破損や誤作動により、状況によっては大事故につながるおそれがあるため、定期点検や修繕を行い、使用時の安全確保のマニュアル等を整備すべきである。

【木材加工用機械の様子】



(9) 高齢者創作交流施設管理費

① 概要

高齢者に対して教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者福祉の向上を図る事業。

具体的には、次の高齢者施設を設置運営する。

【用瀬町ふれあいの家】

趣味の教室、レクリエーション活動等に利用されている。

【佐治町山王ふれあい会館】

老人の明るいまち推進事業（趣味の教室開催、ゲートボール大会）や、配食サービス事業を週1回行うほか、ラージボール、カラオケ教室など各種高齢者サークルに利用されている。

② 予算額・決算額

予算額 686,000円 決算額 618,896円

③ 監査の結果

用瀬町ふれあいの家 備品台帳について【指摘事項】

「エアコン」「ガスコンロ」「給湯器」「調理台」といった備品が存在するが、備品台帳の記録と備付がなされていない。備品台帳を作成し、記録し備え置くべきである。

佐治町山王ふれあい会館の管理について【指摘事項】

所管課によると、佐治町山王ふれあい会館の管理は鳥取市社会福祉協議会へ委託しているとのことであるが、その委託契約書が書面で作成されていないことがわかった。

その中、佐治町山王ふれあい会館の施設の鍵の管理状況について監査したところ、鍵は複数存在し、委託先である鳥取市社会福祉協議会が保管管理（事務所でなくパートタイム職員個人が直接管理）するほか、「山王振興協議会」の代表者個人も保管していた実態があった。施設管理の委託先が鳥取市社会福祉協議会であるとするなら、「山王振興協議会」の代表が保管している状況は不適正である。

しかし、「山王振興協議会」は、佐治町山王ふれあい会館を丁重に使用し、施設周辺の除草活動を行うなど、地域一体となり施設の保全に取り組んでいる実態もある。市は、実態に即した形で、佐治町山王ふれあい会館の施設の管理委託者は誰か、また鍵は誰が管理するのかなど、管理責任の所在を委託契約書

などの書面により明確にすべきである。また、施設鍵について、その書面の取り決めに沿い管理し、鍵管理台帳の作成指導や定期検査を通じて適正な管理指導を行うべきである。

(10) 屋内ゲートボール場管理費

① 概要

「佐治町屋内多目的広場」は、旧佐治村が平成10年7月に民間企業から工場建物を買収し、平成12年に高齢者の健康増進を図るため改修した施設であり、その運営を行う。

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク等の各種サークルが利用するほか各種行事にも使用している。

② 予算額・決算額

予算額 35,000円 決算額 26,142円

③ 監査の結果

施設の稼働促進について【意見】

屋内には砂が敷き詰められており、「ゲートボール場」という名目で予算がついているものの、ゲートボールとしての使用はほぼなく、現状として、施設の一面に市の備品が保管される形の活用がなされている。

看板等も設置されておらず、近隣の住人以外には何を行う施設か判断がつかない。名称変更や利用目的等を再検討し、利用数を増やす工夫をされたい。

【施設の様子】



(11) 福祉センター管理運営費

① 概要

市民生活の福祉活動の拠点として、鳥取市総合福祉センターを設置・運営し、市民に福祉活動の場等を提供することで、本市の福祉の増進を図る。

「さざんか会館」「高齢者福祉センター」の管理運営を行うもの。

② 予算額・決算額

予算額 61,566,000 円 決算額 61,473,120 円

③ 監査の結果

指定管理者が保有する指定管理施設の情報の公開について【意見】

鳥取市情報公開条例第31条の2(指定管理者の情報公開の推進のための措置)においては、「地方自治法の規定により公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報であって公の施設の管理に関するものの開示について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。

また、本事業の指定管理基本協定書第18条において、「乙(指定管理者)は鳥取市情報公開条例第31条の2の規定を遵守し、厳格な情報の管理と適正な情報の公開に努めなければならない」と定められている。

指定管理者は公の施設に関し独自に保有する文書については、情報公開に備え、適正に作成・保管するとともに、請求時に的確かつ迅速に対応できるような体制を平時からとっておく必要があると考える。しかし基本協定書に努力義務規定が記載されているのみで、それに対応するため、指定管理者における具体的な取り組みはなく、また、市はそのための指導を積極的に実施していない。

まず、指定管理者は、その指定管理施設に関し保有する情報に関し、平時から適正な作成方法や保存ルールを認識する必要がある、開示のための組織体制づくり、従業員教育や定期チェックを行うことが必要であるが、市は、指定管理者に対し、そのための積極的指導監督を行われたい。実際に公開請求があった際に、市と指定管理者が協調して開示事務が迅速かつ的確に進むよう、指定管理者において一定のルールやマニュアルを整備し、手順を明確化するのが望ましい。

併せて、指定管理者の保有する公の財産の情報公開についての手続等の整備が望まれる。自治体によっては、指定管理者の保有文書の公開制度として、別途要綱等の制定を行い、ホームページでの案内を行うなど、市民に向け積極的に発信・推進しているところも存在する。市民目線で、積極的な情報公開請求

の道筋を作る努力を行われたい。

なお、このことは、この度の監査対象となった事業で次の事業及び施設においても同様である。

事業名	施設名称
砂丘ふれあい会館管理費	鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館
湯谷荘管理費	鳥取市湯谷荘
老人福祉センター運営費	鳥取市鹿野町老人福祉センターしか の和泉荘 鳥取市佐治町老人福祉センター
青谷町高齢者生活福祉センターや すらぎ管理運営費	青谷町高齢者生活福祉センターやす らぎ
養護老人ホーム入所事業費	鳥取市なごみ苑
母子生活支援施設運営費	母子生活支援施設つくし
児童館運営費	児童館（12施設）
市立保育園運営委託費	大正保育園、白兔保育園

(12) 賦課徴収費（事務費）

① 概要

介護保険制度は加齢による病気等で介護が必要な人に介護サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されたものであるが、その介護保険を円滑に運用するため、保険料の徴収は欠かせず、そのために必要な事務を行うもの。

ア 保険料賦課算定、保険料額決定通知、保険料納入通知送付

イ 保険料督促状、催告書送付、保険料収納情報整理、保険料口座振替手続等

② 予算額・決算額

予算額 11,760,000円 決算額 10,729,313円

③ 監査の結果

介護保険料の滞納案件への対応について【意見】

令和4年3月31日現在における介護保険の滞納状況は次のとおりとなっている。

発生年度	人数（人）	滞納額（円）
令和3年度	540	23,533,038
令和2年度	463	19,330,487
令和元年度	323	11,524,701
平成30年度	54	2,159,685
平成29年度	47	1,194,505
平成28年度	16	584,339
平成27年度	4	133,153
計	1,447	58,459,908

（長寿社会課提供資料より監査人作成）

市の滞納案件に対する対応は、次の手順のとおり行われている。

ア 納期の翌月20日頃に督促状を送付

イ 未納者への支払いを促すため催告書を年3回（4月、10月、12月）に送付（督促状・催告書等に対し連絡がある者には個別に分割納付等の交渉を実施）

- ウ 金融機関やコンビニ等での支払いが困難な者、連絡が取れない者については、徴収専門職員による訪問徴収を実施
- エ 分納誓約をしても不履行となるなど悪質な滞納者に対しては徴収事務を収納推進課へ移管（事前に移管予告書を送付）

介護保険料の滞納額への対応としては、滞留債権が増加する前の対策が重要と考える。まず、その対策として、被保険者本人又はその世帯の生計中心者が、災害、疾病、失業、不作などにより一時的に保険料の支払いが困難になった場合における保険料の支払猶予又は減免を受けられる制度の利用促進が挙げられる。この場合において、支払猶予又は減免は、本人の申請によるものであることを鑑みると、制度の周知の在り方（現在は督促状に文書を添付するのみ）を見直し、滞納者との直接的な対話等により、支払猶予又は減免制度の案内を通じた利用促進が効果的であると考え。市民にとって介護保険料の各種制度が周知され、介護保険料の滞納の抑制につながるよう努められたい。

(13) 福祉ボランティアのまちづくり事業助成交付金

① 概要

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住民主体の通いの場（高齢者等が気軽に集まれるサロン）の開設・運営を推進し、高齢者の社会参加活動を通じて介護予防を推進する。

鳥取市社会福祉協議会が行う「ふれあい・いきいきサロン支援事業」への運営費に必要な費用の一部を市が助成する。

② 予算額・決算額

予算額 921,000 円 決算額 729,750 円

③ 監査の結果

改正した補助金交付要綱の適用日について【指摘事項】

鳥取市社会福祉協議会への補助金の交付の根拠となる「福祉ボランティアのまちづくり事業補助金交付要綱」が令和3年8月8日に改正され、令和3年8月18日に施行されている。

改正趣旨としては、本事業の交付の対象となる鳥取市社会福祉協議会が行う事業は「予め市長の承認を得た財源を原資とするものである必要がある」ことや、鳥取市社会福祉協議会が自主財源及び本補助金を併用して事業を実施する場合には「あらかじめ市長の承認を得なければならない」等の要件が定められていたものを、これまでの運用実態が市長の承認を得ていなかったことを受け、その実態に合わせる形で、今後は市長の承認を不要とする趣旨の改正であった。

しかし、その改正後要綱の施行日が令和3年8月18日であるにもかかわらず、適用日が「令和3年4月1日」と遡及していることがわかった。改正趣旨に照らし、またやむを得ない事情により遡及の理由が明確である場合を除いて、安易に要綱の適用日の日付を遡及することは、補助金の恣意的な運用につながるおそれもあるため慎むべきである。

(14) 生活支援体制整備事業費（事業運営費）

① 概要

既存の通所介護や訪問介護に加え、多様な生活支援サービスの提供体制を確保するため、関係多職種による「協議体」を設置する。

さらに「生活支援コーディネーター」を継続して配置することにより地域の生活支援サービス提供の担い手の育成や事業立ち上げ支援を行う。

第1層協議体（全市域）において介護予防・生活支援サービス提供体制の方向性を協議し、生活支援コーディネーターは、各地域で取り組まれている事業の充実に向けたてこ入れや、地域が抱える課題の解決に向けた取り組みを中長期の視点で取り組むとともに、第2層協議体（日常生活圏域）の活動の促進や、地域における新たなサービス提供主体の立ち上げに向けた支援などを行う。

② 予算額・決算額

予算額 32,486,000円 決算額 27,451,533円

③ 監査の結果

委託事業に係る対象外経費の取扱いについて【指摘事項】

「鳥取市生活支援コーディネーター配置事業委託契約書」の「委託仕様書」第9条（事業経費及び支払）によると、「備品の購入費用は事業経費に含めないこととする」と定められている。

鳥取市社会福祉協議会が作成した収支決算書や帳簿を確認したところ、事務消耗品費支出として処理された経費の中にデジタルビデオカメラ（附属品含め計51,458円）が存在していることがわかった。

この場合、この契約における「備品」が、市の会計規則等における備品（1万円以上）であるか、受託法人の会計基準等による固定資産（1個又は1組あたり10万円超）であるかが問題となるが、受託法人の会計基準による固定資産はあくまで法人の計算書類（財務諸表）作成における勘定科目の処理のことに過ぎないため、この場合の「備品」は、市の定義する備品と解するのが相当であり、委託費に含め精算したことは不適正と考える。

なお、今後の委託契約書においては、備品の定義について触れておくことが望ましい。

(15) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業費

① 概要

やすらぎ支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、認知症高齢者を介護する家族に代わって、見守りや話し相手をするることにより、介護者の負担を軽減するとともに、認知症高齢者を地域や社会へとつなぐことを目的とする。

ア やすらぎ支援員の育成事業

現任フォローアップ研修、連絡会、新規支援員養成研修

イ 対象者とやすらぎ支援員とのなじみの関係づくり
(コーディネート業務)

ウ やすらぎ支援員派遣事業の実施

② 予算額・決算額

予算額 3,297,000 円 決算額 2,826,594 円

③ 監査の結果

支援員の稼働率向上について【意見】

令和3年度におけるやすらぎ支援員の登録者は57名、延べ派遣回数実績は712回であったが、年間の派遣された実人数は6名のみであり、登録者に比して実稼働率が約10%であった。利用者実績についても、のべ128人とあるが、実人数は20人であった。

本事業は1者随意契約で契約されており、やすらぎ支援員の稼働日数に応じて最終的な委託精算額が変動するものでなく、当初の契約額のおり委託費が固定的に支払われるものとなっている。つまり、同じ委託費の中で支援員の稼働数を上げることが、高い費用対効果に繋がることは明らかである。各地域のケアマネ等との連携を広くとるようにし、支援対象の拡大と支援員の実参加者数の増加を図られたい。

(16) 住宅改修指導事業費

① 概要

高齢者が住み慣れた家での在宅生活を行うため、高齢者居住環境整備事業により居室等の改修を希望する者に対し、住宅改修指導員を派遣し指導・助言等を行うことにより、在宅生活に必要な住環境の整備を支援する。

ア 対象者

鳥取市高齢者居住環境整備助成を利用しようとする者

イ 内容

住宅改修指導員が高齢者の身体状況を考慮して専門的な指導・助言を行う。

② 予算額・決算額

予算額 170,000 円 決算額 169,740 円

③ 監査の結果

事業実施報告書の未提出について【指摘事項】

委託契約書第7条において「委託期間終了後は1ヶ月以内に事業実施報告書を提出することとなっているが、契約書における委託期間（令和4年3月31日まで）の終了後に、その提出がなされていない。

所管課によると、鳥取市住宅改修指導員派遣事業実施要綱の第8条に基づく報告書（様式第4号）の提出をもって対応しているとのことであるが、その報告書は令和4年2月16日までの実績が記載されているのみで、令和4年2月17日から3月31日までの実績については何ら報告がなかった。委託契約書の条項に沿い、委託期間終了後の事業実施報告書の提出を遵守されたい。

住宅改修指導員の登録数について【意見】

住宅改修指導員となる要件は、主に1級又は2級建築士の資格を有する者であることとされており、それを受けて、本事業は建築士有資格者とのネットワークを持つ（一社）建築士事務所協会と1者随意契約により委託されている。

しかし、令和4年3月31日時点において、登録指導員は5名となっており、かつ、平成20年から令和3年度まで約14年にわたり5名のまま新たな指導員の登録がない状態であることがわかった。

（一社）建築士事務所協会との随意契約の理由が、同協会のもつ建築士のネットワークを期待してのものであれば、長年にわたり新たな登録がないという状況は好ましいものでない。より利用者にとって支援の幅が広がるよう、委託先と協調し、登録指導員の数を増やす努力が望まれる。

(17) 児童扶養手当費

① 概要

父親又は母親のいないひとり親家庭に手当を支給することで、その自立を扶助し、児童福祉の増進を図る。18歳未満の子を養育する父、母又は養育者に対して手当を支給する。

手当の支給額は所得額により異なり、月額42,910円～月額10,120円である。また、対象児童が2人であれば月額10,130円～5,070円が加算、3人目以降は6,080円～3,040円が加算される。

受給者数と支給額の推移は、以下のとおりである。

年度	受給者数	支給額
平成29年度	1,891人	879,584千円
平成30年度	1,963人	859,594千円
令和元年度	1,854人	1,091,492千円
令和2年度	1,620人	849,362千円
令和3年度	1,577人	826,067千円

② 予算額・決算額

予算額 876,107,000円 決算額 826,067,751円

③ 監査の結果

児童扶養手当の返納残額の管理について【意見】

児童扶養手当の受給者が事実婚の状態にある場合、公的年金を受給する場合等により、支給済みの児童扶養手当が過去に遡って修正される場合がある。このことにより、児童扶養手当の過払、すなわち、返納金が発生する。返納金は市の債権となり、児童扶養手当の受給者は市に返還しなければならない。

市としては、返納金が発生した受給者ごとに返納金に関する台帳を作成し、債権管理を行っている。令和3年度末時点の児童扶養手当の発生年度別の返納残額（未回収残高）の内訳は、以下のとおりである。

発生年度	件数	返納残額（円）
平成22年度	1	783,800
平成23年度	1	945,000
平成24年度	1	1,283,840

平成 25 年度	1	708, 200
平成 29 年度	2	1, 122, 795
平成 30 年度	1	91, 450
令和元年度	1	393, 950
合計	8	5, 329, 035

また、納期限が過ぎても返納されなかった児童扶養手当の返納金については、所管課では、「児童扶養手当返納金事務取扱要領」に基づき、以下のように対応している。

「鳥取市児童扶養手当返納金事務取扱要領」より

(1) 督促

債務者から返納金が納付期限までに返納されない場合は納期限後 20 日以内に債務者へ督促状により督促しなければならない。この場合、納付の指定期限は、10 日以内とする。

(2) 催告

ア 督促状指定期限までに返納がない債務者に対しては、督促状発行後 1 か月以内に電話による納付指導を行う。

イ アによる納付指導後、1 か月以内に返納のない債務者に対しては、電話、訪問、面談等による納付指導を行う。

ウ 督促状発行後 3 か月以上返納のない債務者に対しては、児童扶養手当返納金催告書を送付するとともに、電話、訪問、面談等による納付指導を行う。この催告書の送付及び納付指導については、返納のない限り継続して 3 か月毎に行う。ただし、原則として返納確定日または直近納付日から 1 年以上返納がない場合には法的措置等を講じる。

エ 返納金債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者から債務確認書を提出させ、債務の承認を行わせることにより時効の中断を行う。

(3) 分割納付の決定

ア 市長は、債務者から分割納付申請書及び資格調書に事実を証する書類（給与支払証明書、所得証明書等）を添付した上で提出させ、分割納付（変更）承認通知書を送付する。

イ アにより承認を受けた分割納付の変更については、分割納付変更申請書及び資格調書を提出させ、分割納付（変更）承認通知書を送

付する。

所管課が作成している返納金に関する台帳の閲覧や、収納推進課へ移管された返納金の返納状況を確認したところ、計画どおり返納されているものがあるが、一部滞りながら返納されているものや返納が滞っているものもあるため、今後も引き続き回収に留意する必要がある。

(18) 児童館運営費

① 概要

放課後、休日等に子どもたちが安心して遊んだり、活動したりする居場所が必要とされており、地域型児童館 12 館、小規模児童館 5 館の管理運営を行うことで、子どもの社会性、協調性等の健全育成を図っている。

地域型児童館 12 館については、指定管理者制度による施設の運営を行っている。

- ・ 指定管理者：一般社団法人ともに
- ・ 指定管理期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）

また、児童館の経年劣化による改修、破損修理、樹木成長による剪定伐採を適宜行い、良好な環境の確保に努めている。

② 予算額・決算額

予算額 96,607,000 円 決算額 96,354,591 円

決算額の内訳

(単位：円)

節名	決算額	主な内容
需用費	2,134,116	児童館修繕費
役務費	574,200	手数料、保険料
委託料	93,168,533	指定管理料、ゴミ収集運搬
備品購入費	477,742	シュレッダー他
合計	96,354,591	

③ 監査の結果

修繕工事の一括発注について【意見】

児童館修繕費のうち、下佐貫児童館外壁補修（335,500 円）と下佐貫児童館軒天修繕（181,500 円）の 2 つの修繕工事は同じ業者が同時期に修繕工事を行っているが、別々に契約を行っている。別々に契約をしている理由を所管課に質問したところ、「当該修繕については、令和 3 年 7 月に資産活用推進課の任意点検により抽出された指摘事項に対応するものであり、これについては、行財政改革課と協議の上で令和 4 年 2 月補正対応としました。資産活用推進課の指摘事項ごとに見積徴収を令和 4 年 2 月補正の採決日（令和 4 年 3 月 1 日）に

行い、それぞれの最安値の見積業者に発注を行ったものです。」との回答であった。

2つの修繕工事について、業者から提出された見積書では、足場設置・撤去費用として、それぞれ52,800円計上されているが、仮に、資産活用推進課の指摘事項とした案件ごとにそれぞれ見積・発注するのではなく、外壁補修と軒天修繕の2つの工事を一括で発注した場合、同一施設の同時期の修繕工事であれば、足場設置・撤去が1回で済み、足場設置・撤去費用のコスト削減や契約・支払事務作業の効率化となる可能性が考えられる。

今後は、同一施設において、同時期に同じような修繕工事を行う場合には、修繕工事をまとめて一括発注することより、修繕工事費用が削減される可能性も考慮して発注手続を行うことが望まれる。

(19) 低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：市立保育園運営費）

① 概要

保育士1名が担当できる児童の数は国の基準で0歳児3名、1・2歳児6名、3歳児20名と定められているが、年齢が1歳違うだけで保育士の負担が倍増する。また、発達障がい児や気になる子への対応、保護者支援など保育士に求められる課題が多様化している。

本事業においては、1歳児が5人以上入園している保育園（大正、白兔保育園）で、1名の保育士が担当する1歳児の人数が4.5人以下になるように配置している場合には補助金を交付する（うち県補助2分の1）。

【補助基準額（月額）】

1歳児受入れに係る国配置基準と県配置基準における保育士数の人役差×保育士人件費（月額）（正規職員単価：280,000円、非正規職員単価：169,750円）

補助金額の推移は、以下のとおりである。

年度	補助金額
平成30年度	6,270千円
令和元年度	6,815千円
令和2年度	6,720千円
令和3年度	5,339千円

② 予算額・決算額

予算額 6,720,000円 決算額 5,339,000円

③ 監査の結果

検査年月日について【指摘事項】

当該補助金の補助金交付先から提出された実績報告書に記載されている提出年月日は、以下のとおりである。

法人名	実績報告書提出年月日
社会福祉法人あすなろ会	令和4年4月8日
社会福祉法人さとに会	令和4年4月8日

これに対し、所管課が作成している補助事業検査復命書に記載されている検査実施日はいずれも令和4年3月31日となっており、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。市は、補助事業等の実施期間の終了日である3月31日を検査実施日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を補助事業検査復命書に記入する必要がある。

(20) 低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：私立保育園運営施設助成費）

① 概要

保育士1名が担当できる児童の数は国の基準で0歳児3名、1，2歳児6名、3歳児20名と定められているが、年齢が1歳違うだけで保育士の負担が倍増する。また、発達障がい児や気になる子への対応、保護者支援など保育士に求められる課題が多様化している。

そこで、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業を実施している施設のうち、1歳児が5人以上入園している保育園で、1名の保育士が担当する1歳児の人数が4.5人以下になるように配置している場合には補助金を交付する（うち県補助2分の1）。

【補助基準額（月額）】

1歳児受入れに係る国配置基準と県配置基準における保育士数の人役差×保育士人件費（月額）（正規職員単価：280,000円、非正規職員単価：169,750円）

補助金額の推移は、以下のとおりである。

年度	補助金額
平成29年度	49,889千円
平成30年度	93,057千円
令和元年度	105,301千円
令和2年度	106,138千円
令和3年度	115,076千円

② 予算額・決算額

予算額 118,671,000円 決算額 115,076,300円

③ 監査の結果

検査年月日について【指摘事項】

当該補助金の補助金交付先から提出された実績報告書に記載されている提出年月日は、以下のとおりである。

法人名	実績報告書提出年月日
社会福祉法人鳥取こども学園	令和4年3月31日
学校法人鳥取学園	令和4年3月31日

学校法人稲葉幼稚園	令和4年4月4日
株式会社まなびや園	令和4年4月4日
学校法人東部学園	令和4年4月5日
学校法人ひかり幼稚園	令和4年4月5日
株式会社クローバーホールディングス	令和4年4月7日
社会福祉法人あすなろ会	令和4年4月8日
社会福祉法人にじ色会	令和4年4月8日
社会福祉法人さとに会	令和4年4月8日
社会福祉法人浜坂会	令和4年4月8日
社会福祉法人鳥取福祉会	令和4年4月8日
一般社団法人地域サポートとっとり	令和4年4月8日
株式会社NLN福祉サービス	令和4年4月8日
株式会社GRAZIE	令和4年4月8日
株式会社ニチイ学館	令和4年4月8日

これに対し、所管課が作成している補助事業検査復命書に記載されている検査実施日はすべて令和4年3月31日となっており、実績報告書の提出年月日が令和4年4月1日以降のものについては、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。市は、補助事業等の実施期間の終了日である3月31日を検査実施日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を補助事業検査復命書に記入する必要がある。

(21) 保育園園庭芝生化事業費

① 概要

特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取の協力により「鳥取方式」での園庭、公園等の芝生化が進んでいる。

保護者会との協働のもと園庭の芝生化を図り、外遊びの増加による体力向上、緑による情操安定、砂埃のたたない園庭化を推し進めるものである。

② 予算額・決算額

予算額 4,349,000 円 決算額 4,334,846 円

決算額の内訳

(単位：円)

節名	決算額	主な内容
需用費	27,470	芝刈り機燃料代
委託料	2,938,342	芝維持管理及び技術指導
備品購入費	474,760	芝刈り機
負担金、補助金 及び交付金	894,274	鳥取市保育園等園庭芝生化事業補助金 (湖南保育園)
合計	4,334,846	

③ 監査の結果

委託業務の経費実績の把握について【意見】

当該事業では、保育園庭芝生維持管理業務の委託契約を特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取と締結している。委託契約締結においては、「鳥取方式」の芝生化に関する維持管理は、同方式の商標登録を有する特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取に限られるとの理由により、随意契約により行われ、特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取から見積書を入力し、見積書の金額で委託契約を締結している。

当該委託契約では、委託料の精算に関する規定はなく、委託先からの収支実績の報告は行われていないが、収支実績の報告を求めている理由を所管課に質問したところ、「本委託業務は、鳥取方式による芝生の維持管理が目的であり、現地での作業等は各保育園の職員が確認しているほか、業務の完了は完了報告書で作業内容等の報告は求め、作業内容の確認は行っているが、収支実績までは求めている。」との回答であった。

契約段階では見積書の入手が行われているが、委託事業に関する経費実績を

把握し、委託金額が適正であることを事後的に検証するため、委託先から収支報告書を入手し、経費実績を把握することを検討する必要がある。

見積書の入手が1者のみしかできない委託契約のうち、継続して同じ業者と委託契約を締結する場合は、委託契約書上の委託料の精算規定の有無にかかわらず、委託事業に関する経費実績を把握するため、委託先より収支報告書を入手し、委託金額が適正であることの事後確認を行うことを検討する必要がある。

(22) 私立子育て支援センター事業費

① 概要

子どもが保育園等に通っていない、就学前の子どものいる家庭に対する育児支援が求められており、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、私立保育園等に地域子育て支援センターを設置し、在宅児童の交流、子育て相談の場を設け、子育て家庭に対する育児支援を行うもの。

私立保育園等における地域子育て支援センター実施園

ア なかよし子育て支援センター（さとに保育園）

イ わくわく子育て支援センター（鳥取みどり園）

ウ すぺーす Comodo 子育てひろば

エ じょうほく子育て支援センター（城北保育園）

延利用者数：14,978人（令和3年度）

② 予算額・決算額

予算額 32,608,000円 決算額 32,608,000円

③ 監査の結果

委託事業の実施に要する経費の確認について【指摘事項】

当該委託事業の業務委託契約書第4条では、委託料を地域子育て支援センター事業による業務以外に使用することができないと規定されているが、子育て支援拠点「すぺーす Comodo 子育てひろば」を運営する一般社団法人地域サポートネットワークとっとりから提出された収支決算書では、支出合計9,721,307円の中に、事務費として法人本部へ支払う事務委託費2,400,000円が含まれていた。

監査の過程で、法人本部へ支払う事務委託費2,400,000円が当該委託業務に使用されているものであることをどのように確認しているかについて、所管課に質問したところ、「完了検査時において内容について役員報酬負担分、賃借料、雑費（税理士・社会保険労務士・司法書士の負担分）等に使用されていることを確認している。」との回答であった。

完了検査において委託業務において使用していることを確認しているとのことであるが、事務費のように委託業務に係る管理業務（間接業務）に係る費用については、その範囲・金額に恣意性が介入しやすい項目であるため、事務委託費のような事務費が委託業務に必要な費用であることが明確に確認できるように、委託先から提出される事業経費報告書とともに、事務委託費の計算根拠も併せて提出してもらい、事務委託費が当該委託業務に必要なであることを

確認する必要がある。

(23) 病児・病後児保育事業費

① 概要

保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応して、病気又はその回復期にある児童を一時的に預かる事業を実施し、保護者の子育てと就労等の両立を支援し、児童福祉の増進を図るもの。

ア 病児保育事業

児童が病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合において、通常保育とは別の専用施設で預かる。

イ 病後児保育事業

病気回復期で集団保育ができない児童を通常保育とは別の専用施設で預かる。

延べ利用者数の推移は、以下のとおりである。

年度	延べ利用者数
平成 30 年度	2,918 人
令和元年度	2,966 人
令和 2 年度	1,575 人
令和 3 年度	2,246 人

② 予算額・決算額

予算額 94,035,720 円 決算額 82,688,749 円

決算額の内訳

(単位：円)

節名	決算額	主な内容
報酬	6,279,192	会任職員報酬
職員手当等	512,550	会任職員期末手当
共済費	490,440	会任職員社会保険料
旅費	172,080	会任職員交通費
委託料	63,898,700	キッズルームこぐま 28,970,800 病児保育室とくよし 16,742,700 コモド第三保育園 18,185,200
負担金、補助金及び交付金	11,335,787	補助金 キッズルームこぐま 500,000 病児保育室とくよし 275,000

		負担金 市立病院 10,560,787
合計	82,688,749	

③ 監査の結果

事業経費（実績）の提出時期について【指摘事項】

当該委託契約の委託料については、委託契約書において、以下のとおり記載されている。

<p>(委託料)</p> <p>第4条 甲は、乙に対し、委託事業の実施に要する経費（以下「委託料」という。）として、委託事業の実施に要する経費の額から委託事業における収入の額（委託料並びに第5条第1項に規定する負担金を除く。以下同じ。）を控除した額と、次に掲げる額の合計額とのいずれか低い額を支払うものとする。</p> <p>(1) 基本分 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第25条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が定める令和3年度の基準額（以下「令和3年度交付基準」という。）における病児対応型事業の基準額のうち、基本部分として定める額</p> <p>(2) 加算分 令和3年度交付基準における病児対応型事業の基準額のうち、年間延べ利用児童数に応じた加算分として定める額</p>

上記の委託料の規定により、委託料の金額確定において、委託事業の実施に要する経費の実績を把握する必要があるが、委託先である鳥取医療生活協同組合（施設名：キッズルームこぐま）については、委託事業の経費実績を報告する事業経費（実績）の書類が令和4年5月11日に提出されているにもかかわらず、委託事業完了報告書が令和4年3月31日に提出され、同日、委託事業の検査が行われている。そのため、委託事業の検査時点では事業経費の実績は提出されておらず、経費の実績を把握しないまま、委託事業の検査を行っていることになる。

委託料の金額を確定するためには、委託事業の検査時に、委託先からの事業経費の実績が必要となるため、委託事業の検査を実施するまでに、事業経費の実績を提出させる必要がある。

委託事業の実施に要する経費の確認について【指摘事項】

当該委託業務の委託先から提出された経費実績の書類を閲覧すると、委託先である鳥取医療生活協同組合（施設名：キッズルームこぐま）から提出された

事業経費（実績）では、支出合計 31,384,475 円の中に組合本部費 2,575,800 円が含まれている。また、委託先である一般社団法人地域サポートネットワークとっとり（施設名：コモド第三保育園瓦町）から提出された収支報告書では、支出合計 18,742,300 円の中に事務費として法人本部への事務委託費 3,600,000 円が含まれている。

上記の組合本部費 2,575,800 円及び事務委託費 3,600,000 円については、完了検査時において委託業務の実施に要する経費であることを確認しているとのことであるが、事務費のように委託業務に係る管理業務（間接業務）に係る費用については、その範囲・金額に恣意性が介入しやすい項目であるため、組合本部費や事務委託費のような事務費が委託業務に必要な費用であることが明確に確認できるように、委託先から提出される経費実績の書類とともに、組合本部費や事務委託費の計算根拠も併せて提出してもらい、当該委託業務に必要な経費であることを詳細に確認する必要がある。

(24) 森・里山等自然保育事業費

① 概要

自然環境の中、大人の考えを強要せず、子どもが持っている感覚や感性を信じ、そして引き出す幼児教育が今注目されている。

森・里山等自然保育に取り組む保育等施設へ、市内在住児童の通園経費等の一部を助成することにより子育て支援の充実を図る。

各補助対象施設の補助金額等は、以下のとおりである。

施設名	定員	補助金額
風りんりん	18名	1,590,000円
まるたんぼう	18名	338,000円
ぱっか	18名	1,178,000円

② 予算額・決算額

予算額 4,276,000円 決算額 3,106,000円

③ 監査の結果

検査年月日について【指摘事項】

当該補助金の補助金交付先から提出された実績報告書に記載されている提出年月日は、以下のとおりである。

法人名	実績報告書提出年月日
NPO法人鳥取・森のようちえん・風りんりん	令和4年4月10日
特定非営利活動法人智頭の森こそだち舎	令和4年4月10日
認定NPO法人ハーモニカレッジ	令和4年4月10日

これに対し、所管課が作成している補助事業検査復命書に記載されている検査実施日はいずれも令和4年3月31日となっており、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。市は、補助事業等の実施期間の終了日である3月31日を検査実施日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を補助事業検査復命書に記入する必要がある。

補助金等交付額確定通知書の日付について【指摘事項】

当該補助金のうち、認定NPO法人ハーモニカレッジに対する補助金につ

いては、令和4年4月10日付で実績報告書の提出があり、所管課が審査を行い、補助金の額を確定し、補助金交付先に通知しているが、補助金等交付額確定通知書の日付が「令和4年3月31日」となっており、実績報告書の提出日付よりも早い日付となっている。所管課が作成している補助金の額確定についての伺いの起案日は令和4年4月27日となっているため、補助金等交付額確定通知書の日付は令和4年4月27日以降の日付にする必要がある。

補助金等返還命令書の日付誤りについて【指摘事項】

当該補助金のうち、NPO法人鳥取・森のようちえん・風りんりんに対する補助金については、令和4年4月10日付で実績報告書の提出があり、所管課が審査を行い、補助金の額を確定し、補助金の減額による返還の通知を補助金交付先へ通知しているが、補助金等返還命令書の日付が「令和3年4月18日」となっており、命令書に記載されている返還期限も「令和3年5月19日まで」となっている。命令書に記載する年の記載誤りと考えられるが、補助金等返還命令書は公文書であることから日付の記入には誤りがないように十分に注意する必要がある。

(25) 保育環境改善等事業費（新型コロナ臨時交付金（国3次補正））

① 概要

市内の保育所等における園児、職員等の新型コロナウイルス感染防止を図り、安全・安心な保育環境を確保するため、衛生用品等の物品購入・委託契約・人件費の支払いについて補助金を交付する。

② 予算額・決算額

予算額 33,300,000 円 決算額 28,244,342 円

内訳

消耗品（公立）	4,859,406 円
備品（公立）	4,464,936 円
私立保育園への衛生用品等の購入費補助金	18,920,000 円

③ 監査の結果

補助事業等実績報告書の提出日について【指摘事項】

補助金の交付にあたっては、「鳥取市保育環境改善等事業費（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）補助金交付要綱」において、実績報告書の提出期限が次のとおり定められているが、当該期限を過ぎている事案が散見された。期限内の提出となるよう、指導監督を徹底されたい。

鳥取市保育環境改善等事業費（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）補助金交付要綱 第9条第2項（実績報告）

2 実績報告書の提出は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

期限を超過していた法人等とその提出日

法人名	事業完了日	提出期限	提出日
（福）浜坂会	令和3年12月21日	令和4年1月21日	令和4年3月23日
学校法人東部学園	令和4年1月20日	令和4年2月20日	令和4年3月18日
（福）鳥取福祉会	令和3年12月24日	令和4年1月24日	令和4年3月24日

日ノ丸自動車(株)	令和4年 1月 27日	令和4年 2月 27日	令和4年 3月 25日
(株)アイグラン	令和4年 2月 4日	令和4年 3月 4日	令和4年 3月 22日
(株)まなびや園	令和3年 12月 15日	令和4年 1月 15日	令和4年 3月 31日

(26) 児童虐待防止強化事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業）

① 概要

全国の児童相談所・市町村で把握している要保護児童等の情報連携は、児童虐待による事件が発生するたびに重要性が指摘されてきたが、国が要保護児童等情報共有システムを開発し、令和3年度から稼働に至っているところである。

鳥取県児童相談所や転出転入先の市区町村と迅速で効率的な情報連携を図るため、全国版要保護児童等情報共有システムに連携する。また、相談情報管理、帳票作成を効率化し情報共有システム用のデータをスムーズに作成するため、児童家庭相談システムを導入する。

② 予算額・決算額

予算額 16,263,000円 決算額 15,300,481円

③ 監査の結果

完了検査における検査職員及び監督職員の兼務について【指摘事項】

当事業では、「鳥取市児童家庭相談システム導入業務」及び「児童相談システム用端末整備業務」をそれぞれ委託した。令和3年度中に業務は完了し、引き渡されている。

請負業務の完了検査にあたり、鳥取市契約規則において、次のとおり定められているが、これらの請負業務の完了検査においては、検査職員と監督職員が所管課内の同一の者となっていた。

また、「鳥取市児童家庭相談システム導入業務」における検査員の任命の稟議について、その決裁日が令和4年3月30日となっているにもかかわらず、完了検査が令和4年3月25日となっているなど矛盾が生じていた。

鳥取市契約規則

（検査職員の一般的職務）

第36条 市長から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会を求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第38条 検査職員の職務は、監督職員の職務と兼ねることはできない。

